

第 7 6 5 号
平成 3 0 年 4 月

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数	規 則	番号	頁数
・天理市行政組織条例の一部を改正する条例	2	3	・天理市男女共同参画プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	3	34
・天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3	3	・天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則	4	34
・天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4	4	・天理市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則	5	38
・天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	5	4	・天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則	6	45
・天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6	5	・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	7	45
・天理市学童保育条例の一部を改正する条例	7	5	・天理市公印規則の一部を改正する規則	8	47
・天理市男女共同参画プラザ条例の一部を改正する条例	8	6	・天理市生活安全推進協議会規則の一部を改正する規則	9	47
・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	9	7	・天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	10	47
・天理市介護保険条例の一部を改正する条例	10	9	・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	11	48
・天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例	11	10	・給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	12	48
・天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	12	19	・初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	13	49
・天理市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	13	27	・天理市会計規則の一部を改正する規則	14	50
・天理市杣之内駐車場条例	14	28	・天理市男女共同参画プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	15	53
・天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	15	29	・天理市国民健康保険運営審議会規則の一部を改正する規則	16	60
・天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例	16	29	・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	17	60
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	17	29	・天理市都市公園条例施行規則	18	61
			・天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	19	80
			・天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会規則の一部を改正する規則	20	80

訓令甲	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	1	80
・天理市土地利用調整会議設置規程の一部改正	2	83
・天理市生涯学習推進本部規程の一部改正	3	84
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	4	84
・天理市防災無線局管理運用規程の一部改正	5	85
告 示	番号	頁数
・公示送達について	73	85
・放置自転車等の保管について	74	86
・放置自転車等の保管について	75	86
・放置自転車等の保管について	76	87
・放置自転車等の保管について	77	87
・地縁による団体の告示事項変更について	78	87
・放置自転車等の保管について	79	88
・放置自転車等の保管について	80	88
・放置自転車等の保管について	81	88
・放置自転車等の保管について	82	89
・指定金融機関及び収納代理金融機関の指定について	83	89
・放置自転車等の保管について	84	90
・放置自転車等の保管について	85	90
・放置自転車等の保管について	86	90
・住民票の職権消除について	87	91
・放置自転車等の保管について	88	91
・放置自転車等の保管について	89	91
・放置自転車等の保管について	90	92
・放置自転車等の保管について	91	92
・放置自転車等の保管について	92	93
・平成29年度天理市一般会計補正予算（第7号）等の要領について	93	93
・平成29年度天理市一般会計補正予算（第8号）の要領について	94	107
・抑留犬の公示について	95	113
・放置自転車等の保管について	96	113
・放置自転車等の保管について	97	113
・放置自転車等の保管について	98	114
・公示送達について	99	114
・放置自転車等の保管について	100	114
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続	101	115

に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等についての一部改正		
・天理市開発指導要領の一部改正	102	115
・天理市森林整備計画の閲覧について	103	115
・天理市道路線の認定及び変更について	104	116
・市道の区域決定及び供用開始について	105	116
・市道の区域変更及び供用開始について	106	117
・放置自転車等の保管について	107	118
・固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録について	108	118
・平成30年度天理市国民健康保険料率の決定について	109	118
・平成30年度天理市国民健康保険料率の減額について	110	119
・平成30年度一般廃棄物処理実施計画について	111	119
・放置自転車等の保管について	112	131
・放置自転車等の保管について	113	131
・放置自転車等の保管について	114	131
・公示送達について	115	132
・放置自転車等の保管について	116	132
・放置自転車等の保管について	117	132
・国土調査の実施について	118	133
・放置自転車等の保管について	119	133
公 告	番号	頁数
・大和都市計画生産緑地地区計画の縦覧について	13	133
・大和都市計画道路事業事業計画の変更について	14	134
・農用地利用集積計画の縦覧について	15	134
・平成30年度天理市定期予防接種の実施について	16	134
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	3	136
・臨時教育委員会の招集について	4	137
・臨時教育委員会の招集について	5	137
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	3	137
選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市長選挙候補者の選挙運動に関しなされた寄付及びその他の収入並びに支出に関する報告書の要旨につ	2	137

いて			扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正について【告示】		
・天理市議会議員補欠選挙候補者の選挙運動に関しなされた寄付及びその他の収入並びに支出に関する報告書の要旨について	3	139	・天理市上下水道局事務分掌規程の一部改正	2	156
公平委員会	番号	頁数	・天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正	3	157
・天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1	141	・天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正	4	157
監査委員	番号	頁数	・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	7	157
・定期監査の結果（公表）について	4	141	・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	6	157
災害対策本部	番号	頁数			
・天理市災害対策本部規程の一部改正について	1	152			
・天理市防災会議運営規程の一部改正について	1	155			
公営企業	番号	頁数			
・公共下水道の供用（処理）の開始及び関係図書の縦覧について【告示】	3	155			
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	5	156			
・天理市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り	6	156			

条 例

（平成30年 3 月23日 掲 示 済）

天理市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 2 号

天理市行政組織条例の一部を改正する条例

天理市行政組織条例（平成 9 年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項に次の 2 号を加える。

（8） 男女共同参画に関すること。

（9） 女性の職業生活における活躍に関すること。

第 2 条くらし文化部の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（平成30年 3 月23日 掲 示 済）

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 3 号

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一

部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年 7 月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月23日 掲 示 済)

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月23 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 4 号

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号）

の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「及び附則第 9 項第 3 号」を削り、同条第 4 項中「。附則第 9 項第 3 項において同じ。」を削る。

第21条第 1 項及び第 2 項第 1 号中「及び附則第 9 項第 4 号」を削る。

附則第 9 項から第12項までを削り、附則第13項を附則第 9 項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条を削る。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 天理市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月天理市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項から第 6 項までを削る。

(平成30年 3 月23日 掲 示 済)

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 5 号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年 3 月天理市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項第 2 号中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

附則第 3 項中「1 0 0分の 87」を「1 0 0分の 83.7」に改める。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 58 年 12 月天理市条例

第 15 号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「1 0 0分の 87」を「1 0 0分の 83.7」に改める。

第 3 条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年 3 月天理市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「1 0 0分の 87」を「1 0 0分の 83.7」に、「1 0 4分の 87」を「1 0 4分の 83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月23日 掲示済)

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 6 号

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年 9 月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月23日 掲示済)

天理市学童保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 7 号

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例（平成15年 3 月天理市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

井戸堂学童保育所	天理市西井戸堂町399番地 3	を
----------	-----------------	---

」

「

井戸堂第一学童保育所	天理市西井戸堂町399番地 3	に、
井戸堂第二学童保育所	天理市西井戸堂町310番地	

」

「

二階堂学童保育所	天理市二階堂南菅田町640番地	を
----------	-----------------	---

」

「

二階堂第一学童保育所	天理市二階堂南菅田町640番地 1	に
二階堂第二学童保育所	天理市二階堂南菅田町640番地 1	

」

改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「午後 5 時」を「午後 6 時」に改め、同項第 2 号中「午前 9 時から午後 5 時まで」を「午前 8 時から午後 6 時まで」に改め、同条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、午後 7 時まで開所時間を延長することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(延長保育の利用の要件)

第 8 条の 2 前条第 2 項の規定により延長した時間における保育（以下「延長保育」という。）を利用できる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 保護者が労働等により延長保育の時間に不在となる家庭の児童

(2) 市長が特に必要があると認める児童

2 前項に規定する児童の保護者は、当該児童が延長保育を利用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第 11 条を次のように改める。

(利用料金の額)

第 11 条 前条第 1 項の規定により指定管理者が徴収する利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 8 条第 1 項に規定する時間における利用料金 出席日数にかかわらず児童 1 人につき月額

5,000 円を超えない範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額。ただし、同一世帯から 2 人以上の児童を同時に入所させている場合は、2 人目以降の児童については、1 人につき月額 2,500 円を超えない範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(2) 延長保育の時間における利用料金 児童 1 人につき 30 分当たり 200 円を超えない範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 3 月 23 日 掲 示 済)

天理市男女共同参画プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 8 号

天理市男女共同参画プラザ条例の一部を改正する条例

天理市男女共同参画プラザ条例（平成 10 年 3 月 天理市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市市民活動交流プラザ条例

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 市民の自主的な参加による営利を目的としない活動（以下「市民活動」という。）並びに女性の職業生活における活躍及び男女共同参画社会の促進に関する活動を支援するとともに、市民相互の交流の場を提供するため、本市に市民活動交流プラザを設置する。

第 2 条中「男女共同参画プラザ」を「市民活動交流プラザ」に、「天理市男女共同参画プラザ」を「天理市市民活動交流プラザ」に改める。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

第 5 条中「プラザ」を「天理市市民活動交流プラザ（以下「プラザ」という。）」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 市民活動に関することを目的として使用するとき。

(3) 女性の職業生活における活躍若しくは社会的地位の向上又は男女共同参画社会の促進に関することを目的として使用するとき。

第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 項第 2 号中「第 5 条各号」を「第 4 条各号」に改め、同条を第 8 条とし、第10条を第 9 条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「第 9 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表中「第 4 条、第 6 条関係」を「第 3 条、第 5 条関係」に、「天理市男女共同参画プラザ」を「天理市市民活動交流プラザ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。
(天理市ボランティアセンター条例の廃止)
- 2 天理市ボランティアセンター条例（平成21年 3 月天理市条例第 1 号）は、廃止する。
(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表中第32号を削り、第33号を第32号とし、第34号から第59号までを 1 号ずつ繰り上げる。
別表備考第 3 項中「第32号から第34号まで、第36号から第55号まで及び第59号」を「第32号、第33号、第35号から第54号まで及び第58号」に改める。

(平成30年 3 月23日揭示済)

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 9 号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「天理市国民健康保険運営協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 天理市が行う国民健康保険の事務

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 天理市国民健康保険運営協議会

第 2 条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「天理市国民健康保険運営協議会」に改める。

第 6 条第 1 項中「42万円」を「404,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第2 4 3号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。

第11条の 2 中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第3 6 2号）第29条の 7 第 1 項」を「第3 6 2号。以下「令」という。）第29条の 7 第 1 項第 1 号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「令第29条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「令第29条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「令第29条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第11条の 3 第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第11条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健

康保険の一般被保険者に係るものに限る。)、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

第15条第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「令」に改め、同項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第15条の6の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の6の5第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「令」に改め、同項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の

数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第15条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の11第1項第1号中「国民健康保険法施行令」を「令」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の50」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号を削る。

第18条第1項中「国民健康保険法施行令」を「令」に改める。

第19条第1項第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条第1項に次の1号を加える。

(4) 法第59条の規定に該当する被保険者の属する世帯の納付義務者

第24条第2項中「、納期限前7日までに」を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の申請書は、納期限前7日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合においては、この限りでない。

第24条の4第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成30年3月23日掲示済)

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第10号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 天理市が行う介護保険（第1条）」を「第1章 天理市が行う介護保険（第1条）」
第2章 保険給付（第1条の2）」

に、「第2章」を「第3章」に、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に改める。

第12条の前の見出しを削り、同条中「天理市は、」及び「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第13条中「天理市は、」を削り、「者に対し」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第14条中「天理市は、」を削り、「第1号被保険者」を「被保険者」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第15条中「天理市は、」を削り、「者に対し」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。
第4章を第5章とし、第3章を第4章とする。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「33,360円」を「37,680円」に改め、同項第2号及び第3号中「50,040円」を「56,520円」に改め、同項第4号中「60,000円」を「67,920円」に改め、同項第5号中「66,720円」を「75,360円」に改め、同項第6号中「80,040円」を「90,480円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同項第7号中「86,640円」を「98,040円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同項第8号中「100,080円」を「113,040円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「又は第10号イ」を加え、同項第9号中「113,400円」を「128,160円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第10号を次のように改める。

(10) 次のいずれかに該当する者 135,720円

ア 合計所得金額が前号アに規定する額を超える額であって600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第1項に次の1号を加える。

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 143,280円

第2条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「30,060円」を「33,960円」に改める。

第3条第2項中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 保険給付

（特別給付）

第1条の2 市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第62条に規定する市町村特別給付として、訪問理美容サービス費の支給を行う。

2 前項に定めるもののほか、市町村特別給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条、第13条、第14条及び第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成30年3月23日掲示済）

天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第11号

天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

第 5 章 雑則（第34条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」とい

う。）第47条第 1 項第 1 号、第79条第 2 項第 1 号並びに第81条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定居宅介護支援 法第46条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- （2） 指定居宅介護支援事業者 法第46条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。
- （3） 基準該当居宅介護支援 法第47条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。
- （4） 指定居宅サービス等 法第 8 条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。
- （5） 指定居宅サービス事業者 法第41条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。
- （6） 指定介護予防支援事業者 法第58条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- （7） 居宅介護サービス計画費 法第46条第 2 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。
- （8） 利用料 居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- （9） 介護給付等対象サービス 法第24条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスをいう。
- （10） 法定代理受領サービス 法第41条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第 3 条 法第79条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人（その役員（法第70条第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。）のうちに天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当する者があるものを除く。）とする。

（基本方針）

第 4 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、法第42条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防支援事業者、法第54条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123条）第51条の17第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者、医療関係者等との連携に努めなければならない。

第 2 章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 5 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに 1 以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに 1 とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握を行うこと。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年10月奈良県条例第17号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の提出を求めること。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類につい

ての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（1） 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（2） 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 事業の目的及び運営の方針

（2） 職員の職種、員数及び職務内容

（3） 営業日及び営業時間

（4） 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

（5） 通常の事業の実施地域

（6） その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号に掲げる記録については居宅介護サービス計画費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第5号までに掲げる記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
- ア 居宅サービス計画
- イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条並びに第2章及び前章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(その他)

第34条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、同年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成33年 3 月31日までの間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第 1 号(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第 6 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。
- 3 第32条第 2 項（第33条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に提供される指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に係る記録の保存について適用する。

(平成30年 3 月23日揭示済)

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

「第 4 節 運営に関する基準（第59条の 6 —第59条の20）

目次中 第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

「第 4 節 運営に関する基準（第59条の 6 —第59条の20）

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の 2 ・第59条の20の 3 ）に改める。

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

第 1 条中「第 4 項第 1 号」の次に「、第78条の 2 の 2 第 1 項」を、「指定地域密着型サービス事業者」の次に「及び共生型地域密着型サービス事業者」を加え、「及び指定地域密着型サービスの事業」を「並びに指定地域密着型サービスの事業及び共生型地域密着型サービスの事業」に改める。

第 2 条中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(7) 共生型地域密着型サービス 法第78条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第42条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による地域密着型サービスをいう。

(8) 共生型地域密着型サービス事業者 法第78条の 2 の 2 に規定する共生型地域密着型サービス事業者をいう。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「法第42条の 2 第 1 項に規定する」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 地域密着型介護サービス費 法第42条の 2 第 1 項に規定する地域密着型介護サービス費をいう。

第 3 条中「第78条の 2 第 4 項第 1 号」の次に「（法第78条の 2 の 2 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」を加える。

第 6 条第 2 項中「3 年以上」を「1 年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上）」に改め、同条第 5 項中「、午後 6 時から午前 8 時までの間において」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(12) 介護医療院

第 6 条第 7 項及び第 8 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間は、」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第42条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第4号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第5号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

第47条第3項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第58条第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第5号までに掲げる記録については」を加える。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の19第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第6号までに掲げる記録については」を加える。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の37第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第5節を第6節に改め、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第37号。以下この条において「奈良県指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第35号。以下「奈良県指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（奈良県指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（奈良県指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（奈良県指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- （1） 指定生活介護事業所（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（奈良県指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（奈良県指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業

所をいう。) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(奈良県指定障害福祉サービス等基準条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下」を「指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第79条第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第6号までに掲げる記録については」を加える。

第82条第1項中「、(第7項)」を「(第7項)に、」を「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。)」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項、第84条及び第103条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第107条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第4号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第5号から第8号までに掲げる記録については」を加える。

第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第114条第2項中「診断書等」を「診断書」に改め、同項に次のただし書を加える。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第127条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上」を削り、「及び介護職員のうち」の次に「それぞれ」を、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項に改め、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第148条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第8号までに掲げる記録については」を加える。

第151条第3項中「この条」を「この項」に、「同じ。）及び」を「同じ。）に」に改め、「平成24年10月奈良県条例第14号」の次に「。以下「奈良県指定介護老人福祉施設基準条例」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（奈良県指定介護老人福祉施設基準条例第54条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「又は介護老人保健施設」を「又は介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第176条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。)」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型介護予防指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看

護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第201条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第6号までに掲げる記録については地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第7号から第10号までに掲げる記録については」を加える。

第202条中「の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第3条から第5条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同条の次に次の2条を加える。

第5条の2 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（1）機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第5条の3 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号中「法第54条の2第1項に規定する」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地域密着型介護予防サービス費 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費をいう。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」に改める。

第40条第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については介護予防地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第6号までに掲げる記録については」を加える。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条及び第60条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第64条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第4号までに掲げる記録については介護予防地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第5号から第8号までに掲げる記録については」を加える。

第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第75条第2項中「診断書等」を「診断書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第78条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第85条第2項中「整備し、」の次に「第1号から第3号までに掲げる記録については介護予防地域密着型介護サービス費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第4号から第7号までに掲げる記録については」を加える。

（天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」、「（同項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）」及び「（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定介護予防支援又は指定介護予防支援事業者 それぞれ法第58条第1項に規定する指定介護予防支援又は指定介護予防支援事業者をいう。
- （2） 基準該当介護予防支援 法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。
- （3） 指定居宅介護支援又は指定居宅介護支援事業者 それぞれ法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援又は指定居宅介護支援事業者をいう。
- （4） 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- （5） 指定介護予防サービス等 法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。
- （6） 介護予防サービス計画費 法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。
- （7） 利用料 介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- （8） 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

第2条第3項中「（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」及び「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援又は指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「他の指定介護予防支援事業者」の次に「、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）」を、「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、医療関係者」を加える。

第6条第2項中「あること」を「あり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第8条中「認めた」を「認める」に改める。

第12条中「（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）」及び「（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）」を削る。

第15条第1項中「（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをい

う。)」を削る。

第30条第2項中「整備し、」の次に「第1号及び第2号に掲げる記録については介護予防サービス計画費の支払を受けた日の属する月の翌月の1日から、第3号から第5号までに掲げる記録については」を加え、同項第2号エ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第17号」に改める。

第32条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第12号中「求めるものとする」を「求めること」に改める。

第32条第28号中「努めなければならない」を「努めること」に改め、同条を同条第30号とし、同条中第22号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、同条を同条第22号とし、同条の次に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

第32条中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第42条第2項、第58条第2項、第59条の19第2項、第59条の37第2項、第79条第2項、第107条第2項、第127条第2項、第148条第2項、第176条第2項及び第201条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される地域密着型介護サービス費に係る記録の保存について適用する。

3 第2条の規定による改正後の天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第40条第2項、第64条第2項及び第85条第2項の規定は、施行日以後に提供される地域密着型介護予防サービス費に係る記録の保存について適用する。

4 第3条の規定による改正後の天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第30条第2項の規定は、施行日以後に提供される介護予防サービス計画費に係る記録の保存について適用する。

(平成30年3月23日掲示済)

天理市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第13号

天理市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

天理市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により天理市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第 2 条を削り、附則第 3 条を附則第 2 条とする。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月23日 掲 示 済)

天理市杣之内駐車場条例をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第14号

天理市杣之内駐車場条例

(設置)

第 1 条 市内の周遊観光における利便に資するため、本市に杣之内駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 杣之内駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
天理市杣之内駐車場	天理市杣之内町1 2 9番地 1

(使用料)

第 3 条 天理市杣之内駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の使用を制限することができる。

- (1) 駐車場の施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 発火性、引火性等の危険物を積載しているとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (5) 駐車場の管理上支障があるとき。
- (6) その他不適当と認めるとき。

(禁止行為)

第 5 条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設等を損傷すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害すること。
- (6) その他駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償等)

第 6 条 駐車場の施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることができない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(駐車場内における損害の責任)

第 7 条 駐車場内において車両等について発生した盗難、損傷等の損害又は人身に対して発生した損害については、当該損害が市の責めに帰すべき理由によるものでないときは、市はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年 5 月25日から施行する。

(平成30年 3 月23日 掲 示 済)

平成30年 4 月

天理市公報

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第15号

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天理市消防団員等公務災害補償条例（平成25年 3 月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第 8 項」に、「及び第36条」を「及び第36条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1 人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者が不在の場合には、そのうち 1 人については」及び「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき217円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族が不在の場合には、そのうち 1 人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（平成30年 3 月 23 日 掲 示 済）

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第16号

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成29年 3 月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第22条中「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会事務局まなび推進課」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（平成30年 3 月 31 日 掲 示 済）

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第 3 項」を「第48条第 5 項」に、「第52条」を「第52条第 1 項及び第 4 項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第31条第 2 項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の 2 第 2 項中「によって」を「により」に、「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 5 項

中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものと

する。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条及び前条第2項に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

附則第10条の2第14項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第11項から第13項までを4項ずつ繰り下げ、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の2項を加える。

13 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2第9項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同項の前に次の3項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第7項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない

者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から32年度まで」に改める。

附則第13条の2の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第35条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同条を附則第36条とする。

附則第34条中「附則第24条及び第26条」を「附則第25条及び第27条」に、「附則第24条及び第27条」を「附則第25条及び第28条」に、「附則第25条、第27条及び第28条」を「附則第26条、第28条及び第29条」に、「附則第27条から第29条まで」を「附則第28条から第30条まで」に、「附則第29条」を「附則第30条」に、「附則第30条から第32条まで」を「附則第31条から第33条まで」に、「附則第31条」を「附則第32条」に改め、同条を附則第35条とする。

附則第33条の前の見出しを削り、同条を附則第34条とし、同条の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付し、附則第32条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第33条とする。

附則第31条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条を附則第32条とする。

附則第30条の前の見出しを削り、同条を附則第31条とし、同条の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度分以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第29条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条を附則第30条とする。

附則第28条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第24条」を「附則第25条」に改め、同条を附則第29条とする。

附則第27条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第24条」を「附則第25条」に改め、同条を附則第28条とする。

附則第26条中「附則第24条」を「附則第25条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第27条とする。

附則第25条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第26条とする。

附則第24条の前の見出しを削り、同条を附則第25条とし、同条の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第23条の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第24条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- （2） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- （3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- （4） 家屋の建築年月日及び登記年月日
- （5） 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- （6） 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

(平成30年 3 月13日 掲 示 済)

天理市男女共同参画プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月13日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 3 号

天理市男女共同参画プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

天理市男女共同参画プラザ条例施行規則（平成17年 3 月天理市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「開館する」を「これを変更し、又は臨時に休館する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年 3 月23日 掲 示 済)

天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 4 号

天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則

天理市学童保育条例施行規則（平成15年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条第 1 項中「様式第 5 号」を「様式第 8 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 6 号」を「様式第 9 号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条中「様式第 4 号」を「様式第 7 号」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（延長保育の利用の申請及び通知）

第 3 条 条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による延長保育の利用の許可は、延長保育利用申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、許可の可否を決定し、延長保育利用許可決定通知書（様式第 5 号）又は延長保育利用却下決定通知書（様式第 6 号）により保護者に通知するものとする。

様式第 6 号中「（第 5 条関係）」を「（第 6 条関係）」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第 5 号中「（第 5 条関係）」を「（第 6 条関係）」に、「氏名 ㊦」を「氏名 」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 4 号中「（第 3 条関係）」を「（第 4 条関係）」に改め、同様式を様式第 7 号とし、様式第 3 号の次に次の 3 様式を加える。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

様式第 4 号（第 3 条関係）

年 月 日

天理市長 様

保護者 住 所

氏 名

電 話

延 長 保 育 利 用 申 請 書

延長保育を利用したいので、天理市学童保育条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

児 童 氏 名				
学 童 保 育 所 名	学童保育所			
延 長 保 育 利 用 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
延 長 保 育 利 用 希 望 時 間	午後 時 分 ～ 午後 時 分			
延長保育を必要とする理由				
保護者の勤務（仕事）状況				
保護者氏名	続柄	勤務先（仕事）	所在地	勤務（仕事）時間
				午後 時 分まで
				午後 時 分まで
				午後 時 分まで

様式第5号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

延長保育利用許可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった延長保育の利用については、審査の結果、次のとおり許可することと決定したので通知します。

児 童 氏 名	
学童保育所名	学童保育所
延長保育利用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
延長保育利用 時 間	午後 時 分 ～ 午後 時 分
延長保育利用 料 金	円

※ 次のような場合は、速やかに届出をしてください。

- 1 延長保育を利用する必要がなくなったとき。
- 2 児童又は保護者の氏名、住所、勤務先、電話番号等に変更があったとき。

様式第6号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市長

印

延長保育利用却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった延長保育の利用については、審査の結果、下記の理由により却下することと決定したので通知します。

児 童 氏 名	
却 下 理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(平成30年 3 月23日 掲示済)

天理市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 5 号

天理市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第 2 条 法第79条第 1 項の規定による申請は、天理市指定居宅介護支援事業所指定申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第79条第 1 項の規定による指定は、天理市指定居宅介護支援事業所指定書（様式第 2 号）により行うものとする。

(変更等の届出)

第 3 条 法第82条の規定による届出は、施行規則第133条第 1 項に掲げる事項の変更に係るものにあつては、天理市指定居宅介護支援事業所指定内容変更届出書（様式第 3 号）により行うものとし、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては、天理市指定居宅介護支援事業所廃止・休止・再開届出書（様式第 4 号）によりそれぞれ行うものとする。

(更新の届出等)

第 4 条 法第79条の 2 第 1 項の規定による指定の更新の申請は、天理市指定居宅介護支援事業所指定更新申請書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 法第79条の 2 の規定による指定の更新は、天理市指定居宅介護支援事業所指定書により行うものとする。

(都道府県等への情報提供)

第 5 条 市長は、前 3 条の規定による指定又は届出の受理若しくは更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第 6 条 法第85条の規定による公示は、同条各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
 - (2) 事業所の名称及び所在地
 - (3) 申請者の名称及び当該事業所の主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (4) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成30年 4 月

天理市公報

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

※受付番号

天理市指定居宅介護支援事業所指定申請書

年 月 日

天理市長 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所に係る指定を受けたいので、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町村番号

申 請 者	フリガナ 名 称					
	主たる事務所の 所 在 地	(郵便番号 ー)				
		(ビルの名称等)				
	連 絡 先	電話番号			FAX 番号	
	法 人 の 種 別			法 人 所 轄 庁		
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名	フリガナ		生 年 月 日	
			氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 ー)				
		(ビルの名称等)				
	事業所等の所在地	(郵便番号 ー)				
(ビルの名称等)						
当該申請に係る事業の開始の予定年月日		年 月 日				

備考

- ※欄は、記入しないでください。
- 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

様式第2号（第2条関係）

天 第 号
年 月 日

天理市指定居宅介護支援事業所指定書

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった天理市指定居宅介護支援事業所の指定の申請について、下記のとおり指定したので天理市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則第2条第2項の規定により通知します。

介護保険事業者番号	
フリガナ	
事業所の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	
指定年月日	年 月 日
事業開始年月日	年 月 日

様式第 3 号（第 3 条関係）

天理市指定居宅介護支援事業所指定内容変更届出書

年 月 日

天理市長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

下記のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険業者番号									
指定内容を変更した事業所		名 称									
		所在地									
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容									
1	事業所の名称	(変更前)									
2	事業所の所在地										
3	申請者の名称及び主たる事務所の所在地										
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名										
5	定款及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)										
6	事業所の平面図	(変更後)									
7	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
8	運営規程										
9	当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項										
10	役員の氏名、生年月日及び住所										
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										
変 更 年 月 日		年 月 日									

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第4号（第3条関係）

天理市指定居宅介護支援事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

天理市長 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名

印

下記のとおり事業の廃止・休止・再開をしましたので届け出ます。

介護保険事業者番号									
廃止・休止・再開する事業所	名 称								
	所在地								
休止・廃止・再開の別	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開								
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日								
休 止 ・ 廃 止 し た 理 由									
現に居宅介護支援を受けていた者に対する措置（休止・廃止した場合のみ）									
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日								

備考 事業の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第 5 号（第 4 条関係）

※受付番号

天理市指定居宅介護支援事業所指定更新申請書

年 月 日

天理市長 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名

印

介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所に係る指定更新を受けたい
ので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町村番号

申 請 者	フリガナ 名 称				
	主たる事務所の 所 在 地	(郵便番号 ー)			
		(ビルの名称等)			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
	法 人 の 種 別	法人所轄庁			
	代表者の職・氏 名・生年月日	職 名		フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 ー)			
		(ビルの名称等)			
		(郵便番号 ー)			
		(ビルの名称等)			
事 業 所	フリガナ 名 称				
	所 在 地	(郵便番号 ー)			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき				
	フリガナ 名 称				
	所 在 地	(郵便番号 ー)			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
現に受けている指定の有効期間満了日					
役員の氏名、生年月日及び住所		別添のとおり			
誓約書		別添のとおり			
介護支援専門員の氏名及びその登録番号		別添のとおり			

備考

- ※欄は、記入しないでください。
- 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

(平成30年 3 月23日 掲 示 済)

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 6 号

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則

天理市中小企業融資規則（平成 9 年 3 月天理市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の天理市中小企業融資規則の規定に基づき融資を受けている者又は融資の決定を受けている者については、なお従前の例による。

(平成30年 3 月30日 掲 示 済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 7 号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

第 1 条 天理市事務分掌規則（平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、天理市行政組織条例（平成 9 年 3 月天理市条例第 1 号）に規定する公室及び部へのセンター、課、室及び係の設置並びに市長の権限に属する事務及び教育委員会の権限に属する事務を補助執行する場合における当該事務の事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。

第 2 条市長公室の項中「総合政策課 企画政策係 行政経営係 ファシリティマネジメント係」を「総合政策課 企画政策係 行政経営係」に、「市民協働推進課 協働推進係」を

「市民協働推進課 公民館係 協働推進係 女性活躍推進課 女性活躍推進係」に改め、同条総務部の項中

「防災課 防災係 消防団係 地域安全課 地域安全係」を「防災安全課 防災係 消防団係 地域安全係」

に改め、同条くらし文化部の項中「男女共同参画課 男女共同参画係」を削り、同条建設部の項中「まちづくり事業課 用地補償係 街路公園係 工務係」を「まちづくり事業課用地補償係 工務係」に改める。

第 4 条の 2 ファシリティマネジメント係の項を削り、同条行政経営係の項に次の 2 号を加える。

(12) 公有財産の総合企画に関すること。

(13) 公有財産の活用に関すること。

第 5 条の 2 協働推進係の項中「コミュニティ活動」を「市民活動」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(11) 課の庶務に関すること。

第 5 条の 2 に次の 1 項を加える。

公民館係

(1) 生涯学習の総合企画及び推進に関すること。

(2) 公民館の整備計画及び総括管理に関すること。

(3) 生涯学習の調査研究に関すること。

- (4) 生涯学習に係る各行政部門の総合調整に関すること。
- (5) 生涯学習の啓発に関すること。
- (6) 生涯学習推進本部に関すること。
- (7) 生涯学習団体の育成及び支援に関すること。

第6条を次のように改める。

(女性活躍推進課の事務)

第6条 女性活躍推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

女性活躍推進係

- (1) 女性の職業生活における活躍及び男女共同参画社会の促進に関すること。
- (2) 女性の権利に係る相談に関すること。
- (3) 女性関係団体の指導及び育成に関すること。
- (4) 男女共同参画プラザに関すること。

第10条（見出しを含む。）中「防災課」を「防災安全課」に改め、同条消防団係の項の次に次の1項を加える。

地域安全係

- (1) 防犯対策の調査及び企画に関すること。
- (2) 防犯思想の普及に関すること。
- (3) 防犯環境の整備に関すること。
- (4) 防犯パトロールに関すること。
- (5) 防犯灯に関すること。
- (6) 防犯に係る各関係機関・団体との総合調整に関すること。
- (7) 不当要求行為等の対策に関すること。
- (8) 交通対策の調査及び対策に関すること。
- (9) 交通安全思想の普及に関すること。
- (10) 放置自転車等の対策に関すること。
- (11) 自転車等駐車場に関すること。

第10条の2を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第19条児童福祉係の項第3号中「、子ども手当」を削り、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 家庭児童相談室に関すること。

第19条子育て支援係の項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 子育て支援事業に関すること。
- (5) 子育て世代すこやか支援センターに関すること。

第19条子育て支援係の項第6号中「療育教室（杉の子学級）」を「療育教室杉の子学級」に改め、同項第7号を削る。

第25条の見出しを「（産業振興課の事務）」に改める。

第25条の2総務係の項中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 山辺・県北西部広域環境衛生組合に関すること。
- (12) し尿処理手数料の徴収に関すること。

第25条の2業務係の項第7号を削る。

第32条街路公園係の項を削り、同条工務係の項を次のように改める。

工務係

- (1) 都市計画街路・公園事業の実施設計、施工及び工事監督に関すること。
- (2) 工事に伴う土地及び物件の借入並びに補償に関すること。
- (3) 緑化推進に関すること。

(4) 「(仮称) 奈良県国際芸術家村」周辺整備事業の施工及び工事監督に関すること。

第2条 天理市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条の2 協働推進係の項第8号中「ボランティアセンター」を「市民活動交流プラザ」に改める。

第6条 女性活躍推進係の項第1号中「に関すること」を「に関すること（市民活動交流プラザに係るものを除く。）」に改め、同項第4号を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第8号

天理市公印規則の一部を改正する規則

天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項第12号中「防災課」を「防災安全課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市生活安全推進協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第9号

天理市生活安全推進協議会運営規則の一部を改正する規則

天理市生活安全推進協議会運営規則（平成9年12月天理市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部地域安全課」を「総務部防災安全課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第10号

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則（平成27年3月天理市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職種	月額
一般事務	142,600円
保育士	147,100円以上 221,500円以下
保育所調理員	142,600円
保育所業務員	142,600円
清掃作業員	165,700円

幼稚園講師	156,300円以上 209,900円以下
小・中学校講師	171,000円以上 260,000円以下
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日 揭示済)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第11号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(平成 9 年 3 月天理市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を次のように改める。

- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年 3 月天理市条例第 4 号)第 6 条第 3 項の規定により標準号給数(同条第 4 項に規定する規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、給料等の支給に関する規則(昭和44年 4 月天理市規則第 6 号)第32条第 1 項第 3 号に掲げる職員であるものとする。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日 揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和44年 4 月天理市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第32条第 1 項第 1 号中「1 0 0分の1 0 5以上1 0 0分の1 7 0以下」を「1 0 0分の1 1 0以上1 0 0分の1 8 0以下」に改め、同項第 2 号中「1 0 0分の87以上1 0 0分の1 0 5未満」を「1 0 0分の92以上1 0 0分の1 1 0未満」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「1 0 0分の85」を「1 0 0分の90」に改める。

第32条の 2 第 1 項第 1 号中「1 0 0分の42」を「1 0 0分の44.5」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「1 0 0分の38.5」を「1 0 0分の41」に改める。

附則第 6 項中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、附則第 7 項から第 9 項までを削る。

別表第 1 市長の事務部局の項中

「

環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長	59,000円
-----------------------------	---------

を

課長 会計管理者 文化センター所長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 会計室長 参事	54,000円
--	---------

」

「

環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長 会計管理者	59,000円
課長 文化センター所長 市民会館長 人権センター所長 会計室長 参事	54,000円

に改める。

」

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日 掲 示 済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年 3 月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

「

「

66
66
66
66
66
66
67
67

65
66
66
66
66
66
66
66

別表第 6 イ の表中

67		67
67	を	67
67		67
67		67
68		67
68		67
68		67
68		68
68		68
68		68
68		68
69		68
69		68
70		68
70		68
71		69

に改める。

附 則
この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日 掲 示 済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 30 年 3 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 14 号
天理市会計規則の一部を改正する規則

第 1 条 天理市会計規則（昭和 45 年 3 月天理市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中

市長公室市民協働 推進課	課長	市長公室市民協働推進 課	（現）協働推進係長及び 係員
-----------------	----	-----------------	-------------------

を
「

市長公室市民協働 推進課	課長	市長公室市民協働推進 課	（現）公民館係長及び係 員
-----------------	----	-----------------	------------------

			(現) 協働推進係長及び係員
		公民館	(現) 公民館長
市長公室女性活躍推進課	課長	市長公室女性活躍推進課	(現) 女性活躍推進係長及び係員

に、
「

総務部防災課	課長	総務部防災課	(現) 消防団係長
総務部地域安全課	課長	総務部地域安全課	(現) 地域安全係長及び係員

を
「

総務部防災安全課	課長	総務部防災安全課	(現) 消防団係長及び係員
			(現) 地域安全係長及び係員

に、
「

(現) 市民係長及び係員

を

「

(現) 市民係長及び係員 (現) 戸籍係長及び係員

に改め、

同表くらし文化部男女共同参画課の項を削り、同表環境業務課の項中「(現) 業務係長及び係員」を削り、同表建設部まちづくり事業課の項中「街路公園係長」を「工務係長及び係員」に改め、同表中

教育委員会事務局学校教育課	課長	教育委員会事務局学校教育課	(現) 学務係長
		市立幼稚園	(現) 幼稚園長
教育委員会事務局生涯学習課	課長	教育委員会事務局生涯学習課	(現) 生涯学習係長 (現) 教育推進係長
		公民館	(現) 公民館長

を
「

教育委員会事務局まなび推進課	課長 地域学習係 担当課長	教育委員会事務局まなび推進課	(現) 学務係長及び係員 (現) 地域学習係長及び係員
		市立幼稚園	(現) 幼稚園長

に改める。

別表第 2 中

「

市民協働推進課長	ボランティアセンターに係る徴収金の収納	(現) 協働推進係長及び係員
	所管に係る手数料の収納	

」

を

「

市民協働推進課長	ボランティアセンターに係る徴収金の収納	(現) 協働推進係長及び係員
	所管に係る手数料の収納	
	市立公民館の使用料の収納	(現) 公民館長並びに公民館係長及び係員
女性活躍推進課長	男女共同参画プラザの使用料の収納	(現) 女性活躍推進係長及び係員

」

に、

「

防災課長	消防団員に係る費用弁償の支給及び保管	(現) 消防団係長
地域安全課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 地域安全係長及び係員

」

を

「

防災安全課長	消防団員に係る費用弁償の支給及び保管	(現) 消防団係長及び係員
	所管に係る徴収金の収納	(現) 地域安全係長及び係員

」

に、

「

(現) 市民係長及び係員	を
--------------	---

」

「

(現) 市民係長及び係員 (現) 戸籍係長及び係員	に改め、
------------------------------	------

」

同表男女共同参画課長の項を削り、同表中

「

環境業務課長	所管に係る手数料の収納	(現) 総務係長及び係員
--------	-------------	--------------

	所管に係る徴収金の収納	(現) 業務係長及び係員
--	-------------	--------------

を
「

環境業務課長	所管に係る手数料及び徴収金の 収納	(現) 総務係長及び係員
--------	----------------------	--------------

に改め、同表まちづくり事業課長の項中「街路公園係長」を「工務係長及び係員」に改め、同表学校教育課長の項中「学校教育課長」を「まなび推進課長」に改め、同表中

「

生涯学習課長	市立公民館の使用料の収納	(現) 公民館長及び生涯 学習係長
	所管に係る徴収金の収納	(現) 教育推進係長

を
「

まなび推進課地域 学習係担当課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 地域学習係長
---------------------	-------------	------------

に改める。

第2条 天理市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第1 女性活躍推進課の項を削る。

別表第2 市民協働推進課の項中「ボランティアセンター」を「市民活動交流プラザ」に改め、同表女性活躍推進課長の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

天理市男女共同参画プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第15号

天理市男女共同参画プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

天理市男女共同参画プラザ条例施行規則（平成17年3月天理市規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市市民活動交流プラザ条例施行規則

第1条中「天理市男女共同参画プラザ条例」を「天理市市民活動交流プラザ条例」に改める。

第2条第1項中「天理市男女共同参画プラザ」を「天理市市民活動交流プラザ」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「市長が」を加える。

第3条を次のように改める。

(職員)

第3条 プラザに所長その他必要な職員を置く。

第4条及び第5条を削り、第6条第1項中「天理市男女共同参画プラザ使用許可申請書」を「天理市市民活動交流プラザ使用許可申請書」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項中「天理市男女共同参画プラザ使用許可書」を「天理市市民活動交流プラザ使用許可書」に改め、同条第2項中「天理市男女共同参画プラザ使用取消届」を「天理市市民活動交流プラザ使用取消

届」に改め、同条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の減免)

第 6 条 条例第 6 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、天理市市民活動交流プラザ使用料減免申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

第 8 条の前の見出しを削り、第 8 条を第 7 条とし、同条の前に見出しとして「(遵守事項)」を付し、第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条中「第 11 条」を「第 10 条」に、「天理市男女共同参画プラザ特別設備許可申請書(様式第 4 号)」を「天理市市民活動交流プラザ特別設備許可申請書(様式第 5 号)」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条を第 10 条とする。

様式第 1 号中「(第 6 条関係)」を「(第 4 条関係)」に、「天理市男女共同参画プラザ使用許可申請書」を「天理市市民活動交流プラザ使用許可申請書」に、「天理市男女共同参画プラザ」を「天理市市民活動交流プラザ」に改める。

様式第 2 号中「(第 7 条関係)」を「(第 5 条関係)」に、「天理市男女共同参画プラザ使用許可書」を「天理市市民活動交流プラザ使用許可書」に、「天理市男女共同参画プラザ」を「天理市市民活動交流プラザ」に改める。

様式第 3 号中「天理市男女共同参画プラザ使用取消届」を「天理市市民活動交流プラザ使用取消届」に改める。

様式第 4 号中「(第 10 条関係)」を「(第 9 条関係)」に、「天理市男女共同参画プラザ特別設備許可申請書」を「天理市市民活動交流プラザ特別設備許可申請書」に改め、同様式を様式第 5 号とし、様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の天理市男女共同参画プラザ条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の天理市市民活動交流プラザ条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

天理市市民活動交流プラザ使用許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
 (代表者) 氏 名
 (電 話)

天理市市民活動交流プラザの使用の許可を次のとおり申請します。

使 用 目 的		※ 使用料金	円
使 用 日 時	年 月 日	午前 時 分から 午後 時 分まで	
使 用 室 名		人 員	名
設備等の使用			
使用者の行う 特別の設備	有 （有る場合は、特別設備許可申請書を添付） 無		

※印は、記入しないでください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

天理市市民活動交流プラザ使用許可書

年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のありました天理市市民活動交流プラザの使用
について、次のとおり許可します。

使 用 目 的		使用料金	円
使 用 日 時	年 月 日	午前 時 分から 午後 時 分まで	
使 用 室 名		人 員	名
設 備 等 の 使 用			
特 別 の 設 備	許可 不許可		
許 可 の 条 件			
使 用 心 得	1 使用当日は、この許可書を職員に提示してください。 2 使用の準備及び使用後の清掃、整理整頓は使用許可時間内 に行い、原状に回復して職員の点検を受けてください。 3 使用許可を受けた目的以外に使用しないでください。 4 入館者の自動車、自転車等の整理は、使用者側で行って ください。		

様式第 3 号（第 5 条関係）

天理市男女共同参画プラザ使用取消届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
(代表者) 氏 名
(電 話)

年 月 日付けで使用許可を受けましたが、次の理由により取消しを
届け出ます。

使 用 目 的	
使 用 日 時	午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日
取消しの理由	

様式第 4 号（第 6 条関係）

天理市市民活動交流プラザ使用料減免申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(代表者) 氏名
(電話)

次のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分まで 午後
使 用 室 名	
主 催 者 名	
減免を申請する理由	
減 免 の 金 額	

様式第 5 号（第 9 条関係）

天理市市民活動交流プラザ特別設備許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
(代表者) 氏 名
(電 話)

次のとおり特別の設備をしたいので申請します。

設備内容、使用備品等を具体的に記入してください。

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第16号

天理市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

天理市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年 8 月天理市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

天理市国民健康保険条例施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 国民健康保険運営協議会（第 2 条―第13条）

第 3 章 保険給付（第14条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、天理市国民健康保険条例（昭和34年 8 月天理市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 1 条の次に次の章名を付する。

第 2 章 国民健康保険運営協議会

第12条の見出しを「（協議会の運営に関する委任）」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第 3 条から第10条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 2 条第 2 項中「2 年」を「3 年」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（協議会の委員の委嘱）

第 2 条 条例第 2 条に規定する天理市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、市長が委嘱する。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章 保険給付

（出産育児一時金）

第14条 条例第 6 条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1 万6,000円を加算する。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第17号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市都市公園条例施行規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第18号

天理市都市公園条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、天理市都市公園条例（昭和45年 3 月天理市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可等の申請書の提出)

- 第2条 条例第 3 条第 2 項、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び法第 6 条第 2 項に規定する申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項 公園内行為許可申請書（様式第 1 号）
- (2) 法第 5 条第 1 項 公園施設設置（管理）許可申請書（様式第 2 号）
- (3) 法第 6 条第 2 項 公園占用許可申請書（様式第 3 号）

- 2 条例第 3 条第 3 項、法第 5 条第 1 項後段又は法第 6 条第 3 項本文の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、公園許可事項変更許可申請書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(許可書の交付)

- 第3条 市長は、前条第 1 項及び同条第 2 項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可書を交付するものとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号の申請を許可するとき 公園内行為許可書（様式第 5 号）
- (2) 前条第 1 項第 2 号の申請を許可するとき 公園施設設置（管理）許可書（様式第 6 号）
- (3) 前条第 1 項第 3 号の申請を許可するとき 公園占用許可書（様式第 7 号）
- (4) 前条第 2 項の申請を許可するとき 公園許可事項変更許可書（様式第 8 号）

(継続許可の申請)

- 第4条 前条の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間終了後引き続き当該許可を受けようとするときは、当該許可期間終了の 5 日前までに、第 2 条第 1 項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

- 第5条 第 3 条の規定による許可を受けた者が、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称等を変更したときは、速やかに名義等変更届（様式第 9 号）に当該事実を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(占用料の減免の申請)

- 第6条 条例第11条に規定する占用料の減免を受けようとする者は、占用料減免申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人及び保証金)

- 第7条 条例第13条に規定する連帯保証人は、債務を十分に担保できると認められる額の所得又は固定資産を有する者でなければならない。

- 2 条例第13条に規定する者は、市長が連帯保証人が適当でないと認めるとき又は連帯保証人が前項に規定する要件を欠いたときは、あらためて連帯保証人を立てなければならない。

- 3 条例第13条の保証金は、設置若しくは管理する公園施設又は占用する都市公園に応じ、その都度保証金の額、還付の方法その他必要と認める事項を市長が定めるものとする。

(保管工作物等一覧簿)

第 8 条 条例第17条第 2 項に規定する保管工作物等一覧簿は、様式第11号とする。

(工作物等の返還に係る受領書)

第 9 条 条例第20条に規定する受領書は、様式第12号とする。

(届出)

第10条 条例第21条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 条例第21条第 1 号に該当するとき 公園施設設置 (占有) 工事完了届 (様式第13号)
- (2) 条例第21条第 2 号に該当するとき 公園施設設置 (管理・占有) 廃止届 (様式第14号)
- (3) 条例第21条第 3 号に該当するとき 公園原状回復届 (様式第15号)
- (4) 条例第21条第 4 号、第 5 号及び第 7 号に該当するとき 指示工事完了届 (様式第16号)
- (5) 条例第21条第 6 号に該当するとき 公園土地物件所有権設定 (抵当権設定・移転) 届 (様式第17号)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

公 園 内 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 (団体名)
 (代表者) 氏名 ⑩
 (電 話)

公園内の行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公 園 名			
行為を行う場所又は 公 園 施 設 名			
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容			
使 用 期 間	年 月 日 午前・午後 年 月 日 午前・午後	時から 時まで	
使 用 面 積	m ²	使用人数	人
備 考			

※ 添付書類 公園の位置図、行為内容の分かるチラシ、資料、図面等その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 2 条関係）

公 園 施 設 設 置 （ 管 理 ） 許 可 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 （団体名 ）
 （代表者）氏名 ㊟
 （電 話 ）

公園施設設置（管理）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 （ 管 理 ） の 場 所 又 は 公 園 施 設 名	
設 置 （ 管 理 ） の 目 的	
設 置 （ 管 理 ） の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施設の種類、構造及び数量	
管 理 の 方 法	
工 事 の 実 施 方 法	
工 事 の 着 工 及 び 完 了 の 時 期	着工 年 月 日 完了 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	
備 考	

※ 添付書類 公園の位置図、設置（管理）する物件の配置図、設計書、工事計画書その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第2条関係）

公 園 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 (団体名)
 (代表者) 氏名 ⑩
 (電 話)

公園占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公 園 名	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 の 面 積	m ²
工 作 物 そ の 他 の 物 件 又 は 施 設 の 構 造	
占 用 物 件 の 管 理 方 法	
工 事 の 実 施 方 法	
工 事 の 着 工 及 び 完 了 の 時 期	着工 年 月 日 完了 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	
備 考	

※ 添付書類 公園の位置図、占用物件の配置図、設計書、工事計画書その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第2条関係）

公 園 許 可 事 項 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 (団体名)
 (代表者) 氏名 ⑩
 (電 話)

変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公 園 名	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日付け 天 第 号
許 可 を 受 け た 事 項	☐ 行為 ☐ 設置 ☐ 管理 ☐ 占用
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
備 考	

※ 添付書類 変更の理由を証する書類、変更内容が分かる資料、配置図等
 その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 3 条関係）

公 園 内 行 為 許 可 書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のありました公園内行為について、次のとおり許可します。

公 園 名			
行為を行う場所又は 公 園 施 設 名			
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容			
使 用 期 間	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで		
使 用 面 積	m ²	使用人数	人
許 可 条 件			
備 考			

様式第6号（第3条関係）

公 園 施 設 設 置 （ 管 理 ） 許 可 書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のありました公園施設設置（管理）について、次のとおり許可します。

設 置 （ 管 理 ） の 場 所 又 は 公 園 施 設 名	
設 置 （ 管 理 ） の 目 的	
設 置 （ 管 理 ） の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施設の種類、構造及び数量	
管 理 の 方 法	
工 事 の 実 施 方 法	
工 事 の 着 工 及 び 完 了 の 時 期	着工 年 月 日 完了 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	
許 可 条 件	
備 考	

様式第 7 号（第 3 条関係）

公 園 占 用 許 可 書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のありました公園占用について、都市公園法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

公 園 名	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 の 面 積	m ²
工作物その他の物件 又は施設の構造	
占用物件の管理方法	
工事の実施方法	
工事の着工及び 完了の時期	着工 年 月 日 完了 年 月 日
公園の復旧方法	
占 用 料	
許 可 条 件	
備 考	

様式第 8 号（第 3 条関係）

公 園 許 可 事 項 変 更 許 可 書

年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のありました公園許可事項の変更について、次のとおり許可します。

公 園 名	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日付け 天 第 号
許 可 を 受 け た 事 項	☐ 行為 ☐ 設置 ☐ 管理 ☐ 占用
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
許 可 条 件	
備 考	

様式第 9 号（第 5 条関係）

名 義 等 変 更 届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名 ㊤
(電 話)

年 月 日付け天 第 号による許可について、次のとおり
変更したいので、届出します。

変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

※ 添付書類 変更を証する書類その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第6条関係）

占 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名 印
(電 話)

次のとおり占用料の減免を申請します。

公 園 名	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 を 申 請 す る 理 由	

様式第11号（第8条関係）

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿

項 目	内 容
放 置 され て い た 公 園 名	
公 園 の 場 所	
放 置 を 確 認 し た 日	年 月 日
工 作 物 等 の 名 称	
工 作 物 等 の 種 類	
工 作 物 等 の 形 状	
工 作 物 等 の 数 量	
除 却 し た 日	年 月 日
売 却 又 廃 棄 し た 日	年 月 日
売 却 先	
備 考	

様式第12号（第9条関係）

工 作 物 等 返 還 受 領 書

年 月 日

天理市長 様

受領者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名 印
(電 話)

下記のとおり工作物等を受領しました。

受 領 を 受 け た 日 時	
受 領 を 受 け た 場 所	
工 作 物 の 名 称 又 は 種 類	
工 作 物 等 の 形 状	
工 作 物 等 の 数 量	
備 考	

様式第13号（第10条関係）

公 園 施 設 設 置 （ 占 用 ） 工 事 完 了 届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 （団体名 ）
 （代表者）氏名 印
 （電 話 ）

公園施設の設置（公園の占用）に関する工事を完了したので、次のとおり届出します。

公 園 名	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 付 け 天 第 号
公園施設又は占用工作物その他物件若しくは施設の別	
工 事 着 工 及 び 完 了 年 月 日	着 工 年 月 日 完 了 年 月 日
備 考	

※ 添付書類 公園施設の設置又は占用物件の工事が完了した状態が分かる写真その他市長が必要と認める書類

様式第14号（第10条関係）

公 園 施 設 設 置 （ 管 理 ・ 占 用 ） 廃 止 届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 (団体名)
 (代表者) 氏名 印
 (電 話)

公園施設の設置（管理・占用）を廃止したので、次のとおり届出します。

公 園 名	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 付 け 天 第 号
設置を受けた事項の 概 要	
許 可 を 受 け た 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
原 状 回 復 の 方 法	
備 考	

様式第15号（第10条関係）

公 園 原 状 回 復 届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 （団体名 〇）
 （代表者）氏名 印
 （電 話 〇）

公園を原状に回復したので、次のとおり届出します。

公 園 名	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日付け天 第 号
設 置 の 種 別	☐ 設置 ☐ 管理 ☐ 占用
原 状 回 復 の 理 由	
工 事 着 工 及 び 完 了 年 月 日	着工 年 月 日から 完了 年 月 日まで
備 考	

※ 添付書類 原状回復した状態が分かる写真その他市長が必要と認める書類

様式第16号（第10条関係）

指 示 工 事 完 了 届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名 印
(電 話)

指示を受けた工事が完了したので、次のとおり届出します。

公 園 名	
工 事 の 内 容	
工 事 着 手 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
備 考	

※ 添付書類 指示した工事の完了が分かる写真その他市長が必要と認める書類

様式第17号（第10条関係）

公園土地物件所有権移転（抵当権設定・移転）届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 （団体名 ）
 （代表者）氏名 印
 （電 話 ）

公園を構成する土地物件に所有権移転（抵当権設定・移転）がありましたので、次のとおり届出します。

公 園 名	
所有権移転（抵当権設定・移転）した土地物件	
所有権移転（抵当権設定・移転）した日	年 月 日
新所有者・抵当権者の住所	
新所有者・抵当権者の氏名	
所有権移転（抵当権設定・移転）した理由	
備 考	

※ 添付書類 契約書、登記簿謄本その他市長が必要と認める書類

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成25年 3 月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「105,130円」を「105,290円」に、「57,110円」を「57,190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,570円」を「52,650円」に、「28,560円」を「28,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、平成30年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会規則の一部を改正する規則

天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会規則（平成25年 3 月天理市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「総務部防災課」を「総務部防災安全課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

訓令甲

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市訓令甲第 1 号

天理市事務処理規程（昭和 40 年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 30 日

天理市長 並 河 健

第 1 条 天理市事務処理規程（昭和 40 年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「属する事務」の次に「及び教育委員会の権限に属する事務を補助執行する場合における当該事務」を加える。

別表 2 市民協働推進課の項中

「

消費者行政	消費者行政に係る 関係機関等との連絡 調整に関すること。	
-------	------------------------------------	--

を

」

「

消費者行政	消費者行政に係る 関係機関等との連絡 調整に関すること。	
公民館の事業の 企画及び推進	公民館の事業の企 画及び推進に関する こと。	
公民館の事業の 調査及び運営		公民館の事業の調 査及び研究に関する こと。
公民館の管理及 び運営		公民館の管理及び 運営に関すること。
公民館の使用許 可		公民館の使用許可 に関すること。
公民館の使用料 の減免	公民館の使用料の 減免に関すること。	

に

」

同表市民協働推進課の項の次に次のように加える。

女 性 活 躍 推 進 課	女性の職業生活に おける活躍及び男 女共同参画社会の 促進	女性の職業生 活における活躍 及び男女共同参 画社会の促進に 関すること。	
	女性関係団体の指 導及び育成		女性関係団体 の指導及び育成 に関すること。
	男女共同参画プラ ザの管理及び運営		男女共同参画 プラザの管理及 び運営に関する こと。
	男女共同参画プラ ザの使用許可		男女共同参画 プラザの使用許 可に関するこ と。
	男女共同参画プラ ザの使用料の減免	使用料の減免 に関すること。	

別表 2 防災課の項を次のように改める。

防 災 安 全 課	防災計画及び防災 訓練	防災計画及び 防災訓練に関す ること。	
	自主防災組織	自主防災組織 に関すること。	
	危機管理	危機管理の体 制の整備に関す ること。	危機管理の調 査及び研究に関 すること。

防災設備		防災設備及び 備蓄物品の管理 に関すること。
国民保護	国民保護に関 すること。	
災害支援	被災者の支援 委関すること。	
広域消防		奈良県広域消 防組合に関す ること。
消防団		消防団に関す ること。
消防施設		消防施設に関 すること。
消防水利		消防水利の開 発及び保全に関 すること。
防犯対策	防犯対策の企 画に関すること。	防犯対策に係 る関係機関等と の連絡調整に関 すること。
防犯灯		防犯灯の設置 に関すること。
放置自転車等		放置自転車等 の移動、保管、 処分等に関す ること。
自転車等駐車場	駐車料の減免 及び還付に関す ること。	

別表 2 地域安全課の項及び男女共同参画課の項を削り、同表まちづくり事業課の項中

「

道路交通法に基づ く申請		工事の施工に伴う 道路交通法に基づく 申請に関すること。
天理駅周辺整備事 業の設計	天理駅周辺整備事 業の設計に関す ること。	
天理駅周辺整備事 業に係る工事の指 導及び監督		天理駅周辺整備事 業に係る工事の指導 及び監督に関す ること。

を

「

」

道路交通法に基づく申請		工事の施工に伴う 道路交通法に基づく 申請に関する事。
-------------	--	-----------------------------------

に改める。

」

第 2 条 天理市事務処理規程の一部を次のように改正する。

別表 2 市民協働推進課の項中

「

ボランティアセンターの管理及び運営		ボランティアセンターの管理及び運営 に関する事。
-------------------	--	-----------------------------

を

」

「

市民活動交流プラザの管理及び運営		市民活動交流プラザの管理及び運営 に関する事。
市民活動交流プラザの使用許可		市民活動交流プラザの使用許可に関する 事。
市民活動交流プラザの使用料の減免	市民活動交流プラザの使用料の減免に に関する事。	

に改め、

同表女性活躍推進課の項中

「

男女共同参画プラザの管理及び運営		男女共同参画プラザの管理及び運営に に関する事。
使用許可		男女共同参画プラザの使用許可に関する 事。
使用料の減免	使用料の減免に に関する事。	

を削る。

」

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日 揭示済)

天理市訓令甲第 2 号

天理市土地利用調整会議設置規程（平成元年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

別表第 2 総務部の項中「防災課長 地域安全課長」を「防災安全課長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「学校教育課長 生涯学習課長」を「まなび推進課長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日 揭示済)

天理市訓令甲第 3 号

天理市生涯学習推進本部規程（平成 5 年 4 月天理市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

第 3 条第 3 項中第 1 号中「公室長及び部長」を「理事、公室長及び部長」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 7 条中「教育委員会事務局生涯学習課」を「市長公室市民協働推進課」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（平成30年 3 月30日揭示済）

天理市訓令甲第 4 号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成 4 年 6 月天理市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

目次中「第19条」を「第21条」に改める。

第17条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の規定にかかわらず、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が 7 時間45分に達するまでの勤務に対する同項の規定の適用については、同項中「1 0 0分の1 2 5」とあるのは「1 0 0分の1 0 0」と、「1 0 0分の1 5 0」とあるのは「1 0 0分の1 2 5」とする。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条の次に次の 2 条を加える。

（日々雇用職員の賃金の減額）

第18条 日々雇用職員が勤務しないときは、年次有給休暇による場合を除き、その勤務しない15分につき賃金を減額する。

- 2 前項の規定による減額は、勤務しない時間が15分に満たない場合は15分に、15分を超え30分に満たない場合は30分に、30分を超え45分に満たない場合は45分に、45分を超え 1 時間に満たない場合は 1 時間にそれぞれ切り上げるものとし、賃金にそれぞれの減額の対象となる時間に乗じて得た額を減じるものとする。

（端数計算）

第19条 第17条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外賃金及び休日賃金の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。

- 2 前条の規定により算出した額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。
別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

賃金額基準表

職種		賃金時間額
事務職	一般事務	8 0 0円
	保育士	9 4 0円
技術職	保健師	1, 4 8 0円
	看護師	1, 2 7 5円
技能職	土木作業員	1, 1 4 5円
	用務員	8 0 0円
	給食調理員	8 5 0円
その他		その都度定める。

第 1 号様式中

「

賃 金 額	☐ 日額	円	☐ 時間額	円
-------	-----------------------------	---	------------------------------	---

」

を

「

賃 金 額	時間額	円
-------	-----	---

」

に改める。

第 2 号様式中

「

賃 金 額	☐ 日額	円	☐ 時間額	円
-------	-----------------------------	---	------------------------------	---

」

を

「

賃 金 額	時間額	円
-------	-----	---

」

に改める。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市訓令甲第 5 号

天理市防災無線局管理運用規程（昭和60年12月天理市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月 30 日

天理市長 並 河 健

第 6 条第 2 項中「総務部防災課長」を「総務部防災安全課長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

告 示

(平成30年 3 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第73号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 3 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 3 月 6 日 揭示済)

天理市告示第74号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 3 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月 6 日から平成30年 5 月 4 日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成30年 3 月 7 日 揭示済)

天理市告示第75号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 3 月 7 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成30年 3 月 7 日から平成30年 5 月 5 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成30年 3 月 7 日揭示済）

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 3 月 7 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成30年 3 月 7 日

3 移動対象区域

天理市遠田町703番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成30年 3 月 7 日から平成30年 5 月 5 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成30年 3 月 8 日揭示済）

天理市告示第77号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 3 月 8 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年 3 月 8 日

3 移動対象区域

近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成30年 3 月 8 日から平成30年 5 月 6 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成30年 3 月 9 日揭示済）

天理市告示第78号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定により、守目堂町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成30年 3 月 9 日

天理市長 並 河 健

変更前 主たる事務所 天理市守目堂町65番地
代表者 天理市守目堂町65番地 瀬川 義朗
変更後 主たる事務所 天理市守目堂町96番地 1
代表者 天理市守目堂町96番地 1 福井 義博
変更年月日 平成30年 2 月25日

(平成30年 3 月 9 日揭示済)

天理市告示第79号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月 9 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月 9 日から平成30年 5 月 7 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月12日揭示済)

天理市告示第80号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月12日から平成30年 5 月10日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月13日揭示済)

天理市告示第81号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自

転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月13日から平成30年 5 月11日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月14日揭示済)

天理市告示第82号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月14日から平成30年 5 月12日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月15日揭示済)

天理市告示第83号

天理市の指定金融機関及び収納代理金融機関の指定について（平成 8 年11月天理市告示第69号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月15日

天理市長 並 河 健

第 2 項中

「

株式会社 三菱東京UFJ銀行
(平成18年 1 月 1 日名称変更)

」を

「

株式会社 三菱UFJ銀行
(平成30年 4 月 1 日名称変更)

」に改める。

(平成30年 3 月15日 揭示済)

天理市告示第84号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月15日から平成30年 5 月13日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月16日 揭示済)

天理市告示第85号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月16日から平成30年 5 月14日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月16日 揭示済)

天理市告示第86号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、

同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月16日
 - 3 移動対象区域
天理市東井戸堂町3 8 1番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月16日から平成30年 5 月14日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月19日揭示済)

天理市告示第87号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 8 条の規定により、下記の住民票を消除したので、同法施行令（昭和42年9月11日政令第2 9 2号）第12条第 4 項の規定により告示する。

平成30年 3 月19日

天理市長 並 河 健

記

- ・職権消除した年月日 平成30年 3 月19日
- ・職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

(平成30年 3 月19日揭示済)

天理市告示第88号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 3 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月19日から平成30年 5 月17日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月20日揭示済)

天理市告示第89号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自

転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月20日から平成30年 5 月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月22日揭示済)

天理市告示第90号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月22日から平成30年 5 月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月22日揭示済)

天理市告示第91号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 3 月22日
- 3 移動対象区域
天理市荒蒔町100番地1先放置禁止区域外

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月22日から平成30年 5 月20日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月23日揭示済)

天理市告示第92号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 3 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月23日から平成30年 5 月21日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月26日揭示済)

天理市告示第93号

平成30年 3 月22日付で議決のあった平成29年度天理市一般会計補正予算（第 7 号）等の要領は、次のとおりである。

平成30年 3 月26日

天理市長 並 河 健

平成29年度天理市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度天理市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ293,230千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,537,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		千円 306,040	千円 745	千円 306,785
	1 分担金	4,811	745	5,556
14 国庫支出金		3,880,041	△270,859	3,609,182
	1 国庫負担金	3,155,142	△41,304	3,113,838
	2 国庫補助金	703,750	△229,555	474,195
15 県支出金		1,918,238	△33,198	1,885,040
	1 県負担金	1,205,199	△3,063	1,202,136
	2 県補助金	581,425	△26,457	554,968
	3 委託金	131,614	△3,678	127,936

款	項	補正前の額	補正額	計
16 財産収入		千円 105,077	千円 7,801	千円 112,878
	1 財産運用収入	56,242	△460	55,782
	2 財産売却収入	48,835	8,261	57,096
17 寄附金		934,120	6,000	940,120
	1 寄附金	934,120	6,000	940,120
18 繰入金		1,072,214	△20,030	1,052,184
	1 基金繰入金	1,055,866	△25,855	1,030,011
	2 特別会計繰入金	16,348	5,825	22,173
20 諸収入		514,459	1,111	515,570
	5 雑入	358,812	1,111	359,923
21 市債		1,839,000	15,200	1,854,200

	1 市債	1,839,000	15,200	1,854,200
歳入合計		25,830,907	△293,230	25,537,677

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,181,690	195,917	3,377,607
	1 総務管理費	2,599,594	232,970	2,832,564
	3 戸籍住民基本台帳費	171,182	△3,672	167,510
	4 選挙費	90,583	△33,381	57,202
3 民生費		10,216,998	26,788	10,243,786
	1 社会福祉費	4,674,830	48,388	4,723,218
	2 児童福祉費	4,321,095	△21,600	4,299,495
6 農林費		347,097	△22,644	324,453
	1 農業費	325,827	△22,644	303,183
7 商工費		461,927	△16,800	445,127

	1 商工費	461,927	△16,800	445,127
8 土木費		3,382,403	△462,682	2,919,721
	2 道路橋りょう費	525,044	△198,605	326,439
	3 河川費	80,170	△20,000	60,170
	4 都市計画費	2,504,148	△242,282	2,261,866
	5 住宅費	129,464	△1,795	127,669
10 教育費		2,395,453	39,832	2,435,285
	1 教育総務費	425,785	39,832	465,617
11 災害復旧費		196,797	△27,886	168,911
	1 公共土木施設災害復旧費	90,050	△26,486	63,564
	2 農林業施設災害復旧費	106,747	△1,400	105,347
12 公債費		2,644,061	△25,755	2,618,306

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	千円 2,644,061	千円 △25,755	千円 2,618,306
歳出	合 計	25,830,907	△293,230	25,537,677

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	メディカルセンター建設事業	千円 404
		旧市立病院解体事業	31,852
6 農林費	1 農業費	市単独土地改良事業	2,000
7 商工費	1 商工費	企業支援事業	33,000
		地方創生推進交付金事業	57,312
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路修繕事業	15,033
		道路新設改良事業	56,567
	3 河川費	河川改修事業	44,163
	4 都市計画費	街路事業	70,535
		公園施設整備事業	15,767

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	2 小 学 校 費	山の辺小学校建設事業	12,096 千円
	5 社 会 教 育 費	地方創生推進交付金事業	4,752
11 災 害 復 旧 費	1 公共土木施設災害復旧費	道路及び河川災害復旧事業	27,213
	2 農林業施設災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業	87,757
		林業施設災害復旧事業	12,500

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
観光施設整備事業	123,500	証書借入れ 又 は 証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金に ついてはその 融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで きる。	109,000	補正前に同じ		
道路整備事業	135,300				67,100			
都市計画街路事業	135,400				41,300			
退職手当債	69,100				237,900			
災害復旧事業	22,000				45,200			

平成29年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183,412千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,741,933千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,123,499	△13,981	2,109,518
	1 国庫負担金	1,503,789	△13,981	1,489,808
6 県支出金		408,528	△13,981	394,547
	1 県負担金	67,468	△13,981	53,487
7 共同事業交付金		1,909,930	△300,530	1,609,400
	1 共同事業交付金	1,909,930	△300,530	1,609,400
9 繰入金		660,796	59,040	719,836
	1 他会計繰入金	660,796	59,040	719,836
10 繰越金		101,241	86,040	187,281

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	千円 101,241	千円 86,040	千円 187,281
歳入	合計	7,925,345	△183,412	7,741,933

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 共同事業拠出金		千円 1,895,471	千円 △183,412	千円 1,712,059
	1 共同事業拠出金	1,895,471	△183,412	1,712,059
歳出	合計	7,925,345	△183,412	7,741,933

平成29年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度天理市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,646千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ702,733千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 195,096	千円 △2,646	千円 192,450
	1 他会計繰入金	195,096	△2,646	192,450
歳 入 合 計		705,379	△2,646	702,733

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 670,993	千円 △2,646	千円 668,347
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	670,993	△2,646	668,347
歳 出 合 計		705,379	△2,646	702,733

平成29年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,225千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 1,795	千円 △1,795	千円 0
	1 他会計繰入金	1,795	△1,795	0
2 繰越金		1,000	7,620	8,620
	1 繰越金	1,000	7,620	8,620
歳 入 合 計		10,400	5,825	16,225

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		千円 0	千円 5,825	千円 5,825
	1 繰出金	0	5,825	5,825
歳 出 合 計		10,400	5,825	16,225

平成29年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,050千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保留地処分金		千円 19,111	千円 △17,583	千円 1,528
	1 保留地処分金	19,111	△17,583	1,528
4 繰入金		215,153	△10,010	205,143
	1 他会計繰入金	140,153	△10,010	130,143
5 繰越金		100	24,543	24,643
	1 繰越金	100	24,543	24,643
歳 入 合 計		315,050	△3,050	312,000

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 283,328	千円 △3,050	千円 280,278
	1 土地区画整理事業費	283,328	△3,050	280,278
歳 出 合 計		315,050	△3,050	312,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	千円 157,582

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 3 保留地処分金

(項) 1 保留地処分金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 保留地処分金	19,111	△17,583	1,528	1 保留地処分金	△17,583	
計	19,111	△17,583	1,528			

(平成30年 3 月26日揭示済)

天理市告示第94号

平成30年 3 月23日付で議決のあった平成29年度天理市一般会計補正予算（第 8 号）等の要領は、次のとおりである。

平成30年 3 月26日

天理市長 並 河 健

平成 2 9 年度天理市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 9 年度天理市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 9, 4 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 9 0 7, 1 1 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 国庫支出金		3,609,182	63,298	3,672,480
	2 国庫補助金	474,195	63,298	537,493
18 繰入金		1,052,184	19,142	1,071,326
	1 基金繰入金	1,030,011	19,142	1,049,153
21 市債		1,854,200	287,000	2,141,200
	1 市債	1,854,200	287,000	2,141,200
歳 入 合 計		25,537,677	369,440	25,907,117

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 2,435,285	千円 369,440	千円 2,804,725
	2 小学校費	525,028	369,440	894,468
歳 出 合 計		25,537,677	369,440	25,907,117

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	千円 369,440

第3表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
小 学 校 整 備 事 業	11,900	証書借入れ 又は証券発 行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで きる。	298,900	補 正 前 に 同 じ		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
5 教育費国庫補助金	9,554	63,298	72,852	1 小学校費補助 金	63,298	学校施設環境改善交付金
計	474,195	63,298	537,493			

14款 国庫支出金

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
2 公共施設整備基金繰入金	120,000	19,142	139,142	1 公共施設整備 基金繰入金	19,142	
計	1,030,011	19,142	1,049,153			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
7 教育債	110,500	287,000	397,500	1 小学校債	287,000	小学校施設整備事業債
計	1,854,200	287,000	2,141,200			

21款 市債

2 歳 出
(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	市 債	そ の 他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
1 学校管理費	445,354	369,440	814,794	(国) 63,298	287,000	(繰) 19,142	千円	12 役務費	544	手数料
								13 委託料	9,333	設計監理業務委託料
								15 工事請負費	359,563	各学校改修工事費
計	525,028	369,440	894,468	63,298	287,000	19,142				

(平成30年 3 月26日 揭示済)

天理市告示第95号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平30年 3 月26日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成30年 3 月25日

保護場所 天理市乙木町

種類 トイ・プードル

性別 おす

大きさ 小

毛色 茶

毛の長さ 普通

首輪 なし

その他、特徴 おむつ付き

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続きをしてください。

(平成30年 3 月26日 揭示済)

天理市告示第96号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月23日から平成30年 5 月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月27日 揭示済)

天理市告示第97号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 3 月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月27日から平成30年 5 月25日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月27日揭示済)

天理市告示第98号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 3 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月27日
 - 3 移動対象区域
天理市田部町162番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月27日から平成30年 5 月25日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 3 月28日揭示済)

天理市告示第99号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 3 月28日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 3 月29日揭示済)

天理市告示第100号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 3 月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年 3 月29日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 3 月29日から平成30年 5 月27日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 3 月30日揭示済)

天理市告示第101号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について（平成29年 3 月天理市告示第152号）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から適用する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

別表規則第 4 条第 2 号ニの項中「e L T A Xにおいて認めている電子証明書をいう。」を「天理市地方税関係法令等に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する要綱（以下「オンライン化要綱」という。）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する電子証明書（同号アに該当するものを除く。）」に改め、「電子署名」の次に「（オンライン化要綱第 2 条第 1 項第 4 号に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）」を加え、同表規則第10条第 1 号の項中「本人であることの確認を行った上で本人に対して発行した識別符号及び暗証符号等が入力された申請情報等の電子的送信を受けること」を「オンライン化要綱第 5 条第 3 項の規定に基づき本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること」に改め、同表規則第10条第 2 号の項中「情報を、」の次に「オンライン化要綱第 5 条第 3 項の規定に基づき」を加える。

(平成30年 3 月30日揭示済)

天理市告示第102号

天理市開発指導要領（平成元年 9 月天理市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

第13条第 2 項中「0. 3ヘクタール」を「0. 1ヘクタール」に、「調整池等」を「防災調整池等」に改め、同項第 1 号中「調整池等」を「防災調整池等」に、「小規模開発雨水流出抑制対策設計指針（案）」を「防災調整池等技術基準（案）（小規模開発雨水流出抑制対策）」に改め、同項第 2 号中「調整池等」を「防災調整池等」に改め、同条第 3 項中「0. 3ヘクタール」を「0. 1ヘクタール」に、「調整池等」を「防災調整池等」に改める。」

附 則

この要領は、平成30年10月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日揭示済)

天理市告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 5 第 1 項の規定により天理市森林整備計画をたてたので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

1 閲覧場所

天理市役所環境経済部農林課

(平成30年 3 月30日揭示済)

平成30年 4 月

天理市公報

天理市告示第104号

天理市道路線の認定及び変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、次の市道の路線を認定及び変更する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並河 健

記

路線認定の部

路線番号	路 線 名	起 終 点	主なる 経過地	摘要
786号	山の辺区画街路 9号線	起点 別所町市道3号線分岐		
		終点 田部町市道781号線合接		
787号	山の辺区画街路 10号線	起点 田部町市道785号線分岐		
		終点 田部町市道786号線合接		
788号	山の辺区画街路 11号線	起点 田部町市道785号線分岐		
		終点 田部町市道786号線合接		
789号	山の辺区画街路 12号線	起点 田部町市道785号線分岐		
		終点 田部町市道318号線合接		

路線変更の部

路線番号	新旧別	路 線 名	起 終 点	主なる 経過地	摘要
785号	旧	天理停車場北線	起点 田部町市道9号線分岐		
			終点 田部町市道781号線合接		
785号	新	天理停車場北線	起点 田部町市道9号線分岐		終点の 変更
			終点 田部町市道789号線合接		

(平成30年 3 月30日掲示済)

天理市告示第105号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

天理市長 並河 健

記

- 1 道路の種類 市道
- 2 区域決定の区間

路線番号	路 線 名	区 間	敷地の 幅員 (m)	総延長 (m)	実延長 (m)	摘要
786号	山の辺区画街路 9号線	別所町106番地先 (市道3号線分岐) から 田部町137番地先 (市道781号線合接) まで	5.00～ 6.10	167.18	167.18	
786号	山の辺区画街路 10号線	田部町170番地先 (市道785号線分岐) から 田部町202番地先 (市道786号合接) まで	6.00～ 6.00	100.00	100.00	
786号	山の辺区画街路 11号線	田部町160番地2先 (市道785号線分岐) から 田部町136番地先 (市道786号線合接) まで	6.20～ 6.30	98.93	95.93	

786号	山の辺区画街路 12号線	田部町220番地2先から (市道785号線分岐) から 田部町89番地5先 (市道318号線合接) まで	6.00～ 6.00	89.84	89.84	
786号	天理停車場線	田部町279番地先から (市道9号線分岐) から 田部町94番地10先まで (市道789号線合接) まで	15.16～ 16.05	449.73	449.73	

3 供用開始の理由

道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため

4 供用開始年月日

平成30年3月30日

5 備考

起点及び終点は山の辺第一工区土地区画整理事業の施行区域内にあり、これらの起点及び終点は平成30年3月30日現在の従前の地番にかかるものである。

(平成30年3月30日揭示済)

天理市告示第106号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

天理市長 並 河 健

1 道路の種類

市道

2 区域決定の区間

	路線 番号	路線名	区間先地番		新 旧 別	幅員(m)		総延長 (m)	実延長 (m)
			起点	終点		最大	最小		
1	3	天理奈良線	丹波市町	蔵之庄町	新	13.72	2.95	5053.94	4896.38
			市道157号線 分岐	奈良市界	旧	13.72	2.95	5053.94	4896.38
2	9	豊田喜殿線	豊田町	喜殿町	新	22.70	1.90	2219.18	2180.68
			市道10号線分岐	県道天理環状線 合接	旧	22.70	1.90	2219.18	2180.68
3	31	横田 南六条線	南六条町	南六条町	新	20.50	2.85	870.04	870.04
			大和郡山市界	市道24号線合接	旧	20.60	2.85	864.06	864.06
4	53	喜殿 南六条線	喜殿町	南六条町	新	15.70	12.00	1048.38	1048.38
			県道天理環状線 分岐	市道31号線合接	旧	15.70	12.00	1048.38	1048.38
5	54	南柳生 小路線	南六条町	小路町	新	8.30	1.70	878.18	861.28
			市道31号線分岐	市道32号線合接	旧	8.30	1.70	879.96	872.96
6	166	六条柳生線	南六条町	南六条町	新	8.96	2.10	715.74	702.24
			市道55号線分岐	大和郡山市界	旧	8.96	2.10	722.08	712.08
7	318	田部留置 東側線	田部町	田部町	新	6.35	5.01	540.31	540.31
			市道11号線分岐	市道9号線合接	旧	6.35	5.01	540.31	540.31

8	406	平尾山線	石上町	石上町	新	8.55	0.70	2195.72	2195.72
			国道169号線 分岐	県道天理環状線 合接	旧	8.55	0.70	2195.72	2195.72
9	409	喜殿線	喜殿町	喜殿町	新	6.00	1.95	371.31	371.31
			県道天理環状線 分岐	市道53号線合接	旧	2.85	1.95	370.75	370.75
10	410	喜殿南線	喜殿町	喜殿町	新	5.30	2.10	54.65	54.65
			市道53号線分岐	市道409号線合 接	旧	4.27	2.10	54.17	54.17
11	781	山の辺区画 街路5号線	田部町	田部町	新	6.00	6.00	201.14	201.14
			市道785号線 分岐	市道3号線合接	旧	6.00	6.00	201.90	201.90

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市告示第107号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 3 月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 3 月30日から平成30年 5 月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第108号

地方税法第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成30年 3 月31日付けで登録した旨、公示する。

平成30年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

(平成30年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第109号

平成30年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第8号）第15条第3項、第15条の6の5第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

平成30年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の7.7

- (2) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について、264,00円
- (3) 世帯別平等割額
1 世帯について、20,000円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の2.7
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について、9,000円
 - (3) 世帯別平等割額
1 世帯について、7,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の3.1
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について、17,500円

(平成30年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第110号

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）第19条の規定による平成30年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成30年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 基礎賦課額の減額の額
 - (1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条第 1 項第 1 号アに規定する額 18,480円
 - (2) 条例第19条第 1 項第 1 号イに規定する額 14,000円
 - (3) 条例第19条第 1 項第 2 号アに規定する額 13,200円
 - (4) 条例第19条第 1 項第 2 号イに規定する額 10,000円
 - (5) 条例第19条第 1 項第 3 号アに規定する額 5,280円
 - (6) 条例第19条第 1 項第 3 号イに規定する額 4,000円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
 - (1) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額 6,300円
 - (2) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額 4,900円
 - (3) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額 4,500円
 - (4) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額 3,500円
 - (5) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額 1,800円
 - (6) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額 1,400円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
 - (1) 条例第19条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額 12,250円
 - (2) 条例第19条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額 8,750円
 - (3) 条例第19条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額 3,500円

(平成30年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第111号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定に基づき、平成30年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

平成30年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

平成30年度 天理市一般廃棄物処理実施計画

第1編 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、天理市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

2 計画区域

天理市環境クリーンセンターでは、山添村、川西町及び三宅町のごみ処理と川西町及び三宅町のし尿処理も受託しているため、処理については、これらの町村全域を含めるものとする。

3 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 用語

本計画において使用する用語は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）と天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

第2編 ごみ処理計画

1 ごみ排出の見込み

(1) 一般廃棄物

区分		主なもの	発生量 (t)	
行政 処理	燃やせるごみ	調理くず、紙くず、プラスチック商品、おむつ など	20,900	
	燃やせないごみ	金属類、ガラス類、瀬戸物 など	940	
	粗大ごみ	机、イス、タンス、自転車、 など	150	
	資源 物	プラスチック製容器包装	弁当の容器など  マークが付いている容器包装	240
		新聞・雑誌・雑紙・ 段ボール	新聞紙、広告、雑誌、お菓子の箱、ダンボール箱 など	570
		飲料用紙パック	牛乳パックなどで500cc以上のもの	15
		古着類	ワイシャツ、スーツ、ジーンズ、セーター など	70
		飲料カン・飲食用びん	ジュースのカン、酒類のびん、常備薬のびん など	320
		ペットボトル	 マークが付いている飲料用のもの	130
		使用済小型家電	アイロン、ドライヤー、デジタルカメラ など	60
	有害ごみ	蛍光灯、水銀式体温計、電池 など	5	
行政処理分 計		23,400		
集団資源回収		495		
民間契約により天理市内で資源化されるもの(剪定枝・草などを堆肥化) ※1		3,000		
民間契約により天理市外で資源化されるもの(魚あらの飼料・堆肥化) ※2		125		

※1：市が許可した一般廃棄物処分業者が関与し、市内において再資源化されるもの

※2：市が許可した一般廃棄物収集運搬業が関与し、市外において再資源化されるもの

(2) 小動物の死体

・ 業者委託分	1 0 0 体
・ 職員回収分	3 0 0 体

・一般持込分

30 体

(3) 排出の状況（平成29年度） 別紙1－1及び1－2のとおり

2 処理主体

(1) 収集運搬

①家庭廃棄物については、委託業者による収集と運搬又は自ら環境クリーンセンターに直接持込。

②事業系廃棄物については、環境クリーンセンターに直接持込又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託。ただし、市が認める小規模事業所の一般廃棄物については、集積場所に排出し、委託業者が収集と運搬。

市が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、事業者自ら委託先まで運搬。

(2) 中間処理

	処理 施設	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	クリーンセンター	焼却処理	市 (運転管理は業者委託)
燃やせないごみ	クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
粗大ごみ	クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)

資源物	プラスチック製容器包装	民間処理施設 (市外)	選別・圧縮処理 指定法人ルートで 資源化	市(処理委託)
	新聞・雑誌・雑紙・ 段ボール	クリーンセンター	一時保管	市(売却)
	飲料用紙パック	クリーンセンター	選別後一時保管	市(売却)
	古着類	クリーンセンター	一時保管	市(売却又は引取り)
	飲料カン	クリーンセンター	鉄・アルミ別に選 別圧縮	市(売却)
	飲食用びん	クリーンセンター	2色に選別 独自ルートで資源 化	市(透明・茶色は売却、そ の他色は処理委託)
	ペットボトル	民間処理施設 (市外)	フレーク処理 独自ルートで資源 化	市(売却)
	使用済小型家電	クリーンセンター	一時保管	市(売却又は引取り)
有害ごみ		クリーンセンター	一時保管後 専門業者で処理	市(処理委託)
剪定枝・草 (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設 (市内)	処分業許可業者 で堆肥化	処分業の許可業者
魚あら (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設 (市外)	市外業者で飼料 化・堆肥化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)

(3) 最終処理については、山辺広域第2最終処分場(直営)及び大阪湾広域
臨海環境整備センターに処理委託

4 処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬する廃棄物の量

・燃やせるごみ	11,180 t
・燃やせないごみ	580 t
・粗大ごみ	150 t
・プラスチック製容器包装	240 t
・新聞・雑誌・雑紙	420 t
・段ボール	150 t

・ 飲料用紙パック	1 5 t
・ 古着類	7 0 t
・ 飲料カン・飲食用びん	3 2 0 t
・ ペットボトル	1 3 0 t
・ 使用済小型家電	6 0 t
・ 有害ごみ	5 t

合計 1 3, 3 1 0 t

②収集区域の範囲 天理市全域

③収集回数

・ 燃やせるごみ	週 2 回
・ 燃やせないごみ	月 2 回
・ 資源ごみ	月 2 回
・ 粗大ごみ及び蛍光灯	電話申込みによる戸別収集
・ 有害ごみ（蛍光灯除く）	月 2 回

④収集方法 分別収集でステーション方式
(粗大ごみ及び蛍光灯は戸別収集)

⑤収集・運搬する搬入先 天理市環境クリーンセンター

(2) 中間処理計画

①処理施設の概要 別紙 2 のとおり

②処理方法 2 処理主体(2) 中間処理表の処理方法による

条例第 30 条及び第 36 条に規定する事業系ごみについては、以下に定める排出基準による。

廃棄物	中間処理方法	持込量の制限
剪定枝・草	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1日2トン車2台まで
スプリングマット	布とスプリングを分ける	月1回につき5枚まで
スプリング入りのソファ等	布と木の部分とスプリングを分ける	月1回につき5セットまで

畳(新築、改築を除く)	半分に切る(断熱材を含むものは受入不可)	1回につき6畳分(180kg)まで
木くず	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1回につき100kgまで
大型家具類		1回につき5個まで
カセットコンロのカートリッジ	穴をあけ、中のガスを抜くこと	1回につき20本まで
飲料カン		1回につき5袋又は10kgまで
飲食用びん		1回につき5袋又は20kgまで
廃プラスチック類	袋に入れて可燃ごみの扱い	1回につき2袋又は10kgまで
蛍光灯		月1回につき10本まで
その他の産業廃棄物	家庭ごみ分別の手引きによる	家庭ごみと同量程度

※上記の持込量の制限内でも連続して搬入する場合は、合算するものとする。

③搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

・委託収集(家庭系)	13,310 t
・一般持込(家庭系)	1,340 t
・一般持込(天理教)	920 t
・一般持込(事業所・許可業者)	7,500 t
・減免ごみ	330 t

天理市 計 23,400 t

・山添村 持込分	770 t
・川西町 持込分	2,350 t
・三宅町 持込分	1,770 t
2町1村持込み	4,890 t

合計 28,290 t

④残渣の量及び処分方式

残渣量	4,000 t
処分方式	埋立て処分

⑤処分業者による資源化量

・ 剪定枝及び草（市内で堆肥化分）	3, 0 0 0 t
・ 魚あら（他市で飼料・堆肥化分）	1 2 5 t

(3) 最終処分計画

①最終処分場の概要 別紙 3 のとおり

②山辺広域第 2 最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量

搬入量（天理市）	1, 8 0 0 t
〃 （田原本町）（H28 年で埋立終了）	0 t
年間埋立量	1, 3 4 0 m ³
（搬入量 ÷ 1. 3 4 t / m ³ で算出）	

③大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量

2, 2 0 0 t / 年

- ・ 搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町 4 丁 4 番
- ・ 処分場

神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

埋立地面積 88ha 埋立容量 15, 000, 000m³

大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

埋立地面積 95ha 埋立容量 14, 000, 000m³

④山辺広域第 2 最終処分場埋立計画

第 1 処分地

埋立方法	サンドイッチ方式
埋立期間	昭和 5 4 年～平成 7 年
平成 7 年度で最終覆土工事完了	

第 2 処分地

埋立方法	サンドイッチ方式
埋立期間	平成 7 年～平成 3 8 年
埋立残容量	1 4, 8 2 2 m ³

(4) 集団資源回収量

①新 聞	2 5 0 t
②雑誌類	1 0 5 t
③ダンボール	1 1 0 t
④古 着	2 5 t
計	4 9 0 t

第3編 生活排水処理計画

1 し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿	8 1 0 kℓ
浄化槽汚泥	1, 8 6 0 kℓ
計	2, 6 7 0 kℓ

排出の状況（平成29年度） 別紙4のとおり

2 処理主体

(1) 一般し尿については、委託業者による収集運搬

(2) 浄化槽汚泥については、浄化槽収集運搬許可業者による収集運搬

一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンター
し尿処理場

3 処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿	8 1 0 kℓ
浄化槽汚泥	1, 8 6 0 kℓ
計	2, 6 7 0 kℓ

②区域の範囲

天理市全域

- ・一般し尿のくみ取り 通常月 1 回 (仮設トイレは随時)
- ・浄化槽汚泥の清掃 許可業者へ直接申込み

⑤収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先

天理市環境クリーンセンター し尿処理場

①処理施設の概要

- | | | |
|-------|---------------|-------|
| ・施設名 | 天理市環境クリーンセンター | し尿処理場 |
| ・所在地 | 天理市嘉幡町180番地 | |
| ・処理方法 | 高負荷脱窒素処理方式 | |
| ・処理能力 | 57kl／日 | |

天理市一般し尿	8 1 0 <i>kl</i>
天理市浄化槽汚泥	1, 8 6 0 <i>kl</i>
川西町持込み	9 5 <i>kl</i>
<u>三宅町持込み</u>	<u>3 4 0 <i>kl</i></u>
計	3, 1 0 5 <i>kl</i>

し渣・汚泥	98 t
処分方法	焼却

1 小規模事業所が市による収集を受ける場合は、事前に登録して、収集を依頼しなければならないが、登録が少ないため、商工会等の協力を得ながら周

知を図る。

- 2 小型家電リサイクル法の施行により小型家電の分別収集を検討する。

- 3 古紙、古布類回収の促進

子ども会や自治会等団体にて回収

団体への助成金の交付（1 k g あたり 4 円）

団体数：8 8 団体 / 登録業者数：7 業者

回収予定量：4 9 5 t

- 4 生ごみ処理容器の普及促進

購入者に対して補助金交付(購入金額の2分の1の額ただし上限3万円)

補助対象予定世帯数 7 世帯

- 5 めくもり収集の実施

日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・
障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。

対象世帯数 6 0 世帯

第5編 その他廃棄物の処理に関し必要な事項

1 市民の責務

- (1) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。また、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- (2) 廃棄物を排出する際には、適正に分別し、廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発散させないようにするとともに、集積場所を清潔にし、排出禁止物を排出してはならない。また、決められた日時及び場所に排出しなければならない。
- (3) 廃棄物の分別基準及び排出方法等については「天理市家庭ごみ分別の手引き」のとおりとし、廃棄物の品目など記載が無い場合は、その都度市が決定する。
- (4) 集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する

こと等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- (5) 将来のごみ処理広域化に伴うごみ分別の変更等が行われた際には、その重要性に鑑み、市の施策に協力しなければならない。

2 事業者の責務と減量義務

- (1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。また、製造、販売する製品や容器が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないようにしなければならない。

- (2) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

- (3) 事業者は、市の施設へ搬入する際は、市の指示に従い、処分しやすいように分別するとともに、中間処理等の命令がある場合は、選別、圧縮及び破碎等の前処理を行わなければならない。また、排出禁止物や処理施設に支障を来すものは搬入してはならない。

- ## 3 資源物等の持ち去りについては、条例の罰則規定が適用されるため、持ち去り防止のパトロールを強化する。併せて廃家電等の不適正排出のパトロールを行う。

(平成30年 4 月 2 日 揭示済)

天理市告示第112号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月 2 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月 2 日から平成30年 5 月31日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月 3 日 揭示済)

天理市告示第113号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月 3 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月 3 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月 3 日から平成30年 6 月 1 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月 3 日 揭示済)

天理市告示第114号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年 4 月 3 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成30年 3 月31日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 4 月 3 日から平成30年 9 月30日まで

(2) 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの。(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

東洋テック株式会社 TEAM TENRI

電話 0743-63-4770

天理市総務部防災安全課地域安全係

電話 0743-63-1001

(平成30年 4 月 4 日揭示済)

天理市告示第115号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 4 月 4 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 4 月 4 日揭示済)

天理市告示第116号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月 4 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年 4 月 4 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 4 月 4 日から平成30年 6 月 2 日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日~翌年の1月3日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 4 月 4 日揭示済)

天理市告示第117号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月 4 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月 4 日
 - 3 移動対象区域
天理市守目堂町163番地 5 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月 4 日から平成30年 6 月 2 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関
する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月 4 日揭示済)

天理市告示第118号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により次のと
おり告示する。

平成30年 4 月 4 日

天理市長 並 河 健

- 1 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成30年 4 月 1 日
- 2 調査を実施する者の名称 天理市
- 3 調査地域 天理市丹波市町の各一部の地域
- 4 調査期間 平成30年 4 月 4 日から平成31年 3 月31日まで

(平成30年 4 月 5 日揭示済)

天理市告示第119号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自
転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1
項の規定により告示する。

平成30年 4 月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月 5 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月 5 日から平成30年 6 月 3 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関
する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成30年 3 月 6 日揭示済)

天理市公告第13号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第 1 項の規定
により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成30年 3 月 6 日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画生産緑地地区
2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域
天理市富堂町および東井戸堂町の一部
3. 都市計画の案の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課内
4. 都市計画の案の縦覧期日
平成30年 3 月 6 日から 3 月20日まで
5. 都市計画の案に対する意見の提出要領
市民及び利害関係人はこの都市計画の案について意見書を提出することができる。意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成30年 3 月20日までに、天理市建設部まちづくり計画課に必着するように提出してください。

(平成30年 3 月30日揭示済)

天理市公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用される同法第62条第1項の規定に基づき、大和都市計画道路事業（3・4・403号勾田櫟本線）事業計画の変更に係る図書の写しの変更を受けた。

その図書の写しは、天理市建設部まちづくり事業課において公告の日から一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

天理市長 並 河 健

(平成30年 4 月 1 日揭示済)

天理市公告第15号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成30年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成30年 4 月 1 日揭示済)

天理市公告第16号

平成30年度天理市定期予防接種の実施について

予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により公告します。

平成30年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 予防接種実施場所
委託医療機関
- 2 予防接種期日
実施医療機関の定めた日
- 3 定期予防接種と実施方法
(A類)

対象疾病	ワクチン	対象者
ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）又は 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）又は 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）又は 不活化ポリオワクチン（IPV）	1 期：生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者 1 期追加：生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6 月以上の間隔をおく）

	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DT)	2 期：11歳から13歳未満の者
麻疹・風しん	乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン (MR) 又は 乾燥弱毒生麻疹ワクチン (M) 又は 乾燥性弱毒生風しんワクチン (R)	1 期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 期：5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	1 期：生後 6 月から生後90月に至るまでの間にある者 1 期追加：生後 6 月から生後90月に至るまでの間にある者（1 期初回（2 回）終了後、6 月以上（標準的には概ね 1 年）間隔をおく） 2 期：9 歳以上13歳未満の者
予防接種実施規則（昭和33年厚生労働省令第27号）附則第 5 条第 1 項に規定する特例対象者（平成 7 年 4 月 2 日から平成19年 4 月 1 日に生まれた者で、20未満にある者：平成17年 5 月30日の積極的勧奨の差し控えによって 1 期、2 期の接種が行われていない可能性がある者）も日本脳炎の予防接種の定期の対象者とする。ただし、2 期接種は、9 歳以上の者に対して、1 期終了後 6 日以上の間隔をおいて行うものとする。 予防接種実施規則附則第 4 条第 1 項に規定する対象者（平成19年 4 月 2 日から平成21年10月 1 日に生まれた者で、平成22年 3 月31日までに、日本脳炎の1期の予防接種が終了していない者で、生後 6 月から90月又は 9 歳以上13歳未満にある者）も日本脳炎の予防接種の不足している回数を、9 歳以上13歳未満において定期の対象者とする。		
結核	B C G ワクチン	生後12月に至るまでの間にある者
Hib感染症	乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン	生後 2 月から生後60月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症	沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン	生後 2 月から生後60月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症	組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間の女子
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	平成28年 4 月 1 日以降に生まれた、生後 1 歳に至るまでの間にある者

尚、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該事情がなくなった日から起算して 2 年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して 1 年）を経過する日までの間で、次の各号に掲げるものを除き予防接種を受けることができます。

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間
- (2) 結核については、4 歳に達するまでの間
- (3) Hib感染症については、10歳に達するまでの間
- (4) 小児の肺炎球菌感染症については、6 歳に達するまでの間

(B類)

対象疾病	ワクチン	対象者
季節性インフルエンザ	インフルエンザ HA ワクチン	① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

高齢者の肺炎球菌感染症	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン	① 65歳以上の者 ＜平成30年度の対象者＞ 65歳：昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の者 70歳：昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の者 75歳：昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の者 80歳：昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の者 85歳：昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の者 90歳：昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の者 95歳：大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の者 100歳：大正7年4月2日生～大正8年4月1日生の者 ② 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
-------------	-----------------------	---

4 行政措置による任意接種

対象疾病	ワクチン	対象者	対象期間
麻疹・風しん	乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン（MR）又は乾燥弱毒生麻疹ワクチン（M）又は乾燥性弱毒生風しんワクチン（R）	1期：生後24月から36月に至るまでの間にある者で、第1期末接種の者 2期：平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの者で、第2期末接種の者	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

予防接種実施規則第6条に規定する接種不適当者は、以下のとおり。

- ① 明らかな発熱を呈している者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他医師が不適当と認める者

6 接種費用（自己負担金）

- A類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
- 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。
- B類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合一部自己負担を徴収する。尚、生活保護受給者のみ無料とする。
- ＜自己負担金内訳＞
- 季節性インフルエンザ 1,500円
- 高齢者の肺炎球菌感染症 2,500円
- 2) 県外医療機関等委託契約していない医療機関で接種する場合は全額自己負担とし天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

行政措置による任意接種

- 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
- 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

教育委員会

（平成30年3月9日揭示済）

天教告示第3号

平成30年3月15日午後2時から3月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成30年3月9日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

平成30年 4 月

天理市公報

(平成30年 3 月14日 揭示済)

天教告示第 4 号

平成30年 3 月15日 午後 3 時から 3 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 3 月14日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(平成30年 3 月20日 揭示済)

天教告示第 5 号

平成30年 3 月22日 午後 2 時から 3 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 3 月20日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成30年 3 月29日 揭示済)

天農委告示第 3 号

平成30年 4 月 9 日 午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 3 月29日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

記

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条に関する申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条に関する申請について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第 5 号 農用地利用配分計画について
議案第 6 号 「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」について
議案第 7 号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について
議案第 8 号 その他
① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成30年 3 月 7 日 揭示済)

天選告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成29年10月1日執行の天理市長選挙候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成30年 3 月 7 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月1日執行 天理市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額)

7, 4 9 7, 9 0 0 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	並河 健	所属党派	無所属	9月15日	第1回
出納責任者氏名	並河 あい			期間	9月24日
収 入				支 出	
主たる寄付				人 件 費	30,000
氏名・団体名 (職業) (寄附額) 円				家 屋 費	217,440
南 富一 (無職) 10,000				選挙事務所費	217,440
				集合会場費	0
				通 信 費	0
				交 通 費	0
				印 刷 費	597,132
				広 告 費	10,044
				文 具 費	1,844
その他の寄附 90,000				食 糧 費	14,589
その他の収入 260,000				休 泊 費	0
今 回 計 360,000				雑 費	0
前 回 計				今 回 計	871,049
総 計 360,000				前 回 計	
				総 計	871,049
支出のうち公費負担相当額		項 目		金 額	
		ビラの作成		120,160 円	
		ポスターの作成		391,932 円	
報告書受理年月日	平成29年10月16日 第1回報告分				

(平成30年 3 月 7 日揭示済)

平成30年 4 月

天理市公報

天選告示第 3 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成30年 3 月 7 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月1日執行 天理市議会議員補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額)

3, 7 1 1, 3 0 0 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石津 雅恵	所属党派	無所属	7月1日
出納責任者氏名	石津 萬子	期間	第1回	10月15日
収 入		支 出 円		
主たる寄付		人 件 費 47,000		
氏名・団体名	(職業) (寄附額) 円	家 屋 費 25,000		
		選挙事務所費 25,000		
		集合会場費 0		
		通 信 費 0		
		交 通 費 0		
		印 刷 費 592,691		
		広 告 費 85,880		
		文 具 費 14,337		
		食 糧 費 10,389		
その他の寄附	92,000	休 泊 費 0		
その他の収入	670,000	雑 費 0		
今 回 計	762,000	今 回 計 775,297		
前 回 計	0	前 回 計 0		
総 計	762,000	総 計 775,297		
支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額	
		ポスターの作成	410,841 円	
報告書受理年月日	平成29年10月16日 第1回報告分			

公平委員会

(平成30年 3 月29日 揭示済)

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月29日

天理市公平委員会

委員長 橋 本 武 志

天理市公平委員会規則第 1 号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年 8 月天理市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長部局の項中「、総合政策課ファシリティマネジメント係長」を削り、同表教育委員会事務局の項中「学校教育課指導係長」を「まなび推進課指導係長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

監査委員

(平成30年 3 月27日 揭示済)

天監委告示第 4 号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第 4 項の規定により、平成29年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年 3 月27日

天理市監査委員 梅 崎 浩 充

天理市監査委員 松 井 義 憲

天理市監査委員 中 西 一 喜

- 1 監査の種別 定期監査
2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
【総務部】		
平成30年1月5日～10日	情報政策課	平成29年3月31日
平成30年1月11日～15日	税務課	平成29年3月31日
【市長公室】		
平成30年1月29日～31日	広報課	平成29年3月31日
平成30年2月1日～5日	市民協働推進課	平成29年3月31日
【健康福祉部】		
平成30年2月6日～9日	介護福祉課	平成29年3月31日
平成30年2月13日～16日	児童福祉課	平成29年3月31日
【建設部】		
平成30年3月1日～5日	まちづくり計画課	平成29年3月31日
平成30年3月12日～15日	まちづくり事業課	平成29年3月31日

3 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
(2) 収入及び支出の事務処理状況
(3) 補助金関係の事務処理状況
(4) 契約関係の事務処理状況
(5) 財産の管理状況
(6) 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示した。

監査の結果は、以下のとおりである。

【総務部】

情報政策課

- 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務費国庫補助金	4,536,000	5,637,000	5,637,000	0	0	100.0
雑入	0	61,058	61,058	0	0	100.0
【繰越明許費】						
総務費国庫補助金	10,350,000	10,350,000	10,350,000			
合計	14,886,000	16,048,058	16,048,058	0	0	100.0

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
情報処理費	99,615,000	94,452,747	5,162,253	94.8
地域情報化推進費	8,372,000	8,257,159	114,841	98.6
【繰越明許費】				
情報処理費	38,147,000	37,768,464	378,536	99.0
合計	146,134,000	140,478,370	5,655,630	96.1

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、社会保障・税番号制度システム整備及び地方公共団体情報セキュリティ強化対策に係る国庫補助金である。

歳出の主なものは、住民情報システム等の保守委託料及び番号制度導入に係る各種業務委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

税務課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
個人	2,597,111,000	2,662,552,821	2,627,189,508	981,762	34,381,551	98.7
法人	363,832,000	402,507,700	400,565,500	8,400	1,933,800	99.5
固定資産税	3,266,614,000	3,376,892,300	3,332,946,815	0	43,945,485	98.7
国有資産等所在市交付金	24,564,000	24,564,800	24,564,800	0	0	100.0
軽自動車税	145,237,000	166,556,100	161,387,500	10,000	5,158,600	96.9
市たばこ税	446,974,000	434,611,402	434,611,402	0	0	100.0
都市計画税	497,594,000	517,528,600	510,839,155	0	6,689,445	98.7
総務手数料	3,788,000	4,692,300	4,692,300	0	0	100.0
雑入	113,000	138,926	138,926	0	0	100.0
合計	7,345,827,000	7,590,044,949	7,496,935,906	1,000,162	92,108,881	98.8

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
税務総務費	127,000	35,400	91,600	27.9
賦課費	99,412,000	96,722,454	2,689,546	97.3
合計	99,539,000	96,757,854	2,781,146	97.2

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

平成28年度現年度分の税収は、7, 4 9 2, 1 0 4, 6 8 0 円であり、前年度と比べると1 2 3, 6 5 1, 8 5 6 円（約1. 6 %減）となっている。

歳出の主なものは、電子計算事務処理委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

【市長公室】

広報課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務費委託金	4,440,000	4,301,073	4,301,073	0	0	100.0
雑入	650,000	1,067,671	1,067,671	0	0	100.0
合計	5,090,000	5,368,744	5,368,744	0	0	100.0

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
広報費	21,265,000	20,858,161	406,839	98.1
合計	21,265,000	20,858,161	406,839	98.1

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、県広報紙配布委託料である。

歳出の主なものは、広報紙等の印刷製本費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

市民協働推進課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務手数料	3,000	3,600	3,600	0	0	100.0
商工費県補助金	225,000	199,060	199,060	0	0	100.0
雑入	15,056,000	15,104,334	15,104,334	0	0	100.0
合計	15,284,000	15,306,994	15,306,994	0	0	100.0

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
協働推進費	47,327,000	46,832,427	494,573	99.0
商工振興費	5,228,000	5,123,705	104,295	98.0
合計	52,555,000	51,956,132	598,868	98.9

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、自治総合センター助成金である。

歳出の主なものは、校区区長会運営交付金及びコミュニティ助成事業補助金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

【健康福祉部】

介護福祉課

1. 一般会計

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生費負担金	9,141,000	9,201,291	9,201,291	0	0	100.0
民生使用料	2,000	2,750	2,750	0	0	100.0
民生費国庫負担金	5,790,000	5,727,150	5,727,150	0	0	100.0
民生費国庫補助金	15,730,000	12,933,000	12,933,000	0	0	100.0
民生費県負担金	2,895,000	2,863,575	2,863,575	0	0	100.0
民生費県補助金	14,226,000	13,690,000	13,690,000	0	0	100.0
財産貸付収入	72,000	82,360	82,360	0	0	100.0
介護保険特別会計繰入金	10,915,000	10,914,395	10,914,395	0	0	100.0
雑入	0	28,559	28,559	0	0	100.0
過年度収入	10,000	0	0	0	0	-
合計	58,781,000	55,443,080	55,443,080	0	0	100.0

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
諸費	369,000	369,000	0	100.0
老人福祉費	50,666,000	47,353,898	3,312,102	93.5
ふるさと園費	127,549,000	124,823,292	2,725,708	97.9
多世代交流広場管理費	2,470,000	2,045,847	424,153	82.8
介護保険費	689,384,000	686,387,000	2,997,000	99.6
合計	870,438,000	860,979,037	9,458,963	98.9

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、老人ホーム入所者にかかる費用徴収金である。

歳出の主なものは、ふるさと園指定管理料及び介護保険特別会計繰出金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

2. 介護保険特別会計

○ 予算の執行状況について

平成30年 4 月

天理市公報

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
第1号被保険者保険料	1,027,792,000	1,067,375,726	1,040,873,260	6,953,536	19,548,930	97.5
認定審査会負担金	1,566,000	1,398,302	1,398,302	0	0	100.0
総務手数料	1,000	300	300	0	0	100.0
督促手数料	50,000	57,250	57,250	0	0	100.0
介護給付費負担金	873,689,000	864,017,625	864,017,625	0	0	100.0
調整交付金	275,013,000	262,722,000	262,722,000	0	0	100.0
地域支援事業交付金(介護予防事業)	4,142,000	3,734,500	3,734,500	0	0	100.0
地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	22,374,000	21,990,150	21,990,150	0	0	100.0
地域支援事業交付金(認知症施策推進事業)	52,000	91,065	91,065	0	0	100.0
介護給付費交付金	1,348,976,000	1,333,145,897	1,333,145,897	0	0	100.0
地域支援事業支援交付金	4,639,000	3,703,000	3,703,000	0	0	100.0
介護給付費負担金	687,452,000	679,559,057	679,559,057	0	0	100.0
地域支援事業交付金(介護予防事業)	2,071,000	1,867,250	1,867,250	0	0	100.0
地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	11,187,000	10,995,075	10,995,075	0	0	100.0
地域支援事業交付金(認知症施策推進事業)	26,000	45,532	45,532	0	0	100.0
財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	-
利子及び配当金	331,000	224,439	224,439	0	0	100.0
一般会計繰入金	678,454,000	678,454,000	678,454,000	0	0	100.0
繰越金	37,937,000	37,937,093	37,937,093	0	0	100.0
第1号被保険者延滞金	1,000	81,200	81,200	0	0	100.0
過料	1,000	0	0	0	0	-
市預金利子	1,000	0	0	0	0	-
第三者納付金	1,000	133,221	133,221	0	0	100.0
返納金	1,000	1,404	1,404	0	0	100.0
雑入	1,000	334,220	334,220	0	0	100.0
合計	4,975,759,000	4,967,868,306	4,941,365,840	6,953,536	19,548,930	99.5

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
一般管理費	5,142,000	4,793,533	348,467	93.2
連合会負担金	1,167,000	1,123,390	43,610	96.3
賦課徴収費	7,772,000	7,461,860	310,140	96.0
介護認定審査会費	9,095,000	8,117,628	977,372	89.3
認定調査等費	31,752,000	31,105,265	646,735	98.0
介護保険事業推進費	197,000	130,420	66,580	66.2
介護サービス等諸費	4,179,575,000	4,118,824,752	60,750,248	98.5
介護予防サービス等諸費	308,481,000	303,621,461	4,859,539	98.4
審査支払手数料	5,926,000	5,815,300	110,700	98.1
高額介護サービス等費	101,975,000	101,722,782	252,218	99.8
高額医療合算介護サービス等費	15,000,000	10,565,199	4,434,801	70.4
特定入所者介護サービス等費	188,570,000	177,169,720	11,400,280	94.0
財政安定化基金搬出金	1,000	0	1,000	0.0
介護予防事業費	16,566,000	7,579,214	8,986,786	45.8
包括的支援事業・任意事業費	57,367,000	54,541,720	2,825,280	95.1
認知症対策費	134,000	91,565	42,435	68.3
介護保険給付費準備基金積立金	28,368,000	26,852,057	1,515,943	94.7
保険料還付金	950,000	441,730	508,270	46.5
償還金	6,806,000	6,805,283	717	100.0
一般会計繰出金	10,915,000	10,914,395	605	100.0
合計	4,975,759,000	4,877,677,274	98,081,726	98.0

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、介護保険料及び一般会計繰入金である。

歳出の主なものは、介護サービスに係る事業費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

児童福祉課

○ 予算の執行状況について
歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生費負担金	283,606,000	289,888,632	257,853,114	0	32,035,518	89.0
民生使用料	3,000	3,740	3,740	0	0	100.0
民生費国庫負担金	1,213,629,000	1,164,016,248	1,164,016,248	0	0	100.0
民生費国庫補助金	75,140,000	81,794,000	81,794,000	0	0	100.0
民生費県負担金	334,290,000	312,848,422	312,848,422	0	0	100.0
民生費県補助金	76,699,000	58,524,000	58,524,000	0	0	100.0
雑入	16,854,000	14,994,003	13,548,503	0	1,445,500	90.4
過年度収入	1,000	579,741	579,741	0	0	100.0
【繰越明許費】						-
民生費国庫補助金	168,960,000	0	0	0	0	-
合計	2,169,182,000	1,922,648,786	1,889,167,768	0	33,481,018	98.3

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
障害者福祉費	11,045,000	10,943,339	101,661	99.1
児童福祉総務費	273,128,000	231,586,809	41,541,191	84.8
児童措置費	2,008,182,000	1,899,589,618	108,592,382	94.6
保育所費	154,362,000	137,151,505	17,210,495	88.9
母子福祉費	307,663,000	304,259,990	3,403,010	98.9
【繰越明許費】				
児童福祉総務費	239,901,000	45,744,544	194,156,456	19.1
合計	2,994,281,000	2,629,275,805	365,005,195	87.8

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、保育所入所負担金及び子どものための教育・保育給付費（国庫）である。

歳出の主なものは、保育所運営事業費及び児童手当である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果。おおむね適正に処理されていた。

【建設部】

まちづくり計画課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
土木手数料	520,000	994,000	994,000	0	0	100.0
土木費国庫補助金	5,994,000	968,000	968,000	0	0	100.0
土木費県補助金	2,997,000	4,484,000	4,484,000	0	0	100.0
雑入	275,000	131,795	131,795	0	0	100.0
合計	9,786,000	6,577,795	6,577,795	0	0	100.0

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
都市計画総務事業	15,227,000	13,082,759	2,144,241	85.9
合計	15,227,000	13,082,759	2,144,241	85.9

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、都市計画費補助金である。

歳出の主なものは、立地適正化計画策定業務委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

まちづくり事業課

1. 一般会計

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
土木使用料(都市計画使用料)	155,000	163,590	163,590	0	0	100.0
土木費国庫補助金	260,419,000	183,053,890	183,053,890	0	0	100.0
土木費県負担金	1,660,000	1,660,000	1,660,000	0	0	100.0
土木費県補助金	68,389,000	68,389,000	68,389,000	0	0	100.0
【繰越明許費】						
土木費国庫補助金	100,301,000	100,678,937	100,678,937	0	0	100.0
商工費国庫補助金	58,673,000	58,297,652	58,297,652	0	0	100.0
《区画》						
土木使用料(道路橋りょう 使用料)	103,000	1,303,740	1,303,740	0	0	100.0
合計	489,700,000	413,546,809	413,546,809	0	0	700

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
商工振興費	1,890,000	1,620,000	270,000	85.7
観光費	6,600,000	3,349,080	3,250,920	50.7
道路新設改良費	133,266,000	129,453,552	3,812,448	97.1
都市計画総務費	41,000	36,400	4,600	88.8
街路事業費	153,593,880	127,562,667	26,031,213	83.1
公園管理費	32,003,120	31,629,960	373,160	98.8
公園事業費	98,316,000	44,912,885	53,403,115	45.7
駅前広場等整備事業費	725,285,000	680,118,162	45,166,838	93.8
【繰越明許費】				
商工振興費	120,000,000	119,232,000	768,000	99.4
道路新設改良費	18,034,000	14,639,160	3,394,840	81.2
街路事業費	80,844,000	79,950,240	893,760	98.9
公園事業費	2,848,000	2,657,880	190,120	93.3
駅前広場等整備事業費	166,850,160	131,665,045	35,185,115	78.9
《区画》				
区画整理総務費	158,276,000	158,232,862	43,138	100.0
合計	1,697,847,160	1,525,059,893	172,787,267	89.8

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、土木費国庫補助金及び商工費国庫補助金に計上される社会資本整備総合交付金（天理駅前整備）である。

歳出の主なものは、天理駅前広場等整備事業費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

2. 土地区画整理事業特別会計

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
土地区画整理事業費国庫補助金	19,756,000	9,028,333	9,028,333	0	0	100.0
利子及び配当金	30,000	1,597	1,597	0	0	100.0
保留地処分金	37,612,000	37,612,500	37,612,500	0	0	100.0
一般会計繰入金	157,942,000	157,942,000	157,942,000	0	0	100.0
繰越金	72,873,000	72,873,135	72,873,135	0	0	100.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0	-
雑入	1,000	230	230	0	0	100.0
土地区画整理事業債	27,900,000	12,000,000	12,000,000	0	0	100.0
【繰越明許費】						
土地区画整理事業費国庫補助金	6,800,000	6,800,000	6,800,000	0	0	100.0
繰越金	25,651,000	25,651,000	25,651,000	0	0	100.0
土地区画整理事業債	12,200,000	12,200,000	12,200,000	0	0	100.0
合計	360,766,000	334,108,795	334,108,795	0	0	100.0

平成29年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
山の辺第一工区土地区画整理事業費	226,581,000	121,321,147	105,259,853	53.5
元金	22,373,000	22,372,245	755	100.0
利子	3,611,000	2,820,154	790,846	78.1
予備費	200,000	0	200,000	0.0
【繰越明許費】				
山の辺第一工区土地区画整理事業費	44,651,000	30,119,880	14,531,120	67.5
合計	297,416,000	176,633,426	120,782,574	59.4

平成29年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、一般会計繰入金及び山の辺第一工区土地区画整理A工区事業の各種工事に伴う繰越金である。

歳出の主なものは、山の辺第一工区土地区画整理A工区事業費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

むすび

以上が平成29年度の総務部、市長公室、健康福祉部及び建設部の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。

今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

災害対策本部

(平成30年 3 月30日 揭示済)

天理市災害対策本部告示第 1 号

天理市災害対策本部規程(平成 8 年 3 月天理市災害対策本部告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

天理市災害対策本部長

天理市長 並 河 健

第 2 条第 1 号中「調達協力班 地域安全班」を「情報技術班」に改め、同条第 2 号中「広報第 1 班 広報第 2 班」を「広報班 広報協力班 避難所第 1 班」に改め、同条第 3 号中「食糧班 食糧協力班」を「食糧班」に、「避難所第 1 班 避難所第 2 班」を「避難所第 2 班 避難所第 3 班」に改め、同条第 4 号中「避難所第 3 班」を「避難所第 4 班」に改め、同条第 5 号中「庶務班 協力班」を「庶務班」に改め、同条第 9 号中「庶務班 避難所第 4 班」を「庶務班」に改める。

第 4 条の見出し中「副本部長」の次に「及び本部長付」を加え、同条中「、教育長及び理事」及び「あらかじめ本部長が定める順序により、」を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 本部に本部長付を置き、教育長及び理事をもって充てる。

3 本部長付は、本部長を補佐する。

第 9 条第 2 項中「副本部長」の次に「、本部長付」を加える。

別表総務部（総務部長）の項中

「

防災班 (防災課長)	防災課職員	1 本部事務局に関すること。 2 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 3 各部及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象情報の収集及び伝達に関すること。 5 他の公共団体の職員、自衛隊等の派遣又は応援要請に関すること。 6 県本部との連絡及び報告に関すること。 7 被害状況の取りまとめに関すること。
---------------	-------	--

を

」

「

防災班 (防災安全課長)	防災安全課職員	1 本部事務局に関すること。 2 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 3 各部及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象情報の収集及び伝達に関すること。 5 他の公共団体の職員、自衛隊等の派遣又は応援要請に関すること。 6 県本部との連絡及び報告に関すること。 7 被害状況の取りまとめに関すること。 8 地域の治安に関すること。 9 防犯活動の支援に関すること。 10 治安情報の収集、分析及び検討に関すること。
-----------------	---------	--

に、

」

「

調達協力班 (情報政策課長)	情報政策課職員	1 調達班への協力に関すること。 2 その他部長の命ずる指示事項に関する こと。
-------------------	---------	--

を

「

情報技術班 (情報政策課長)	情報政策課職員	1 行政データの復旧に関すること。 2 被災者支援システムに関すること。 3 その他行政データの情報通信技術に関 すること。
-------------------	---------	---

に

」

改め、

「

地域安全班 (地域安全課長)	地域安全課職員	1 地域の治安に関すること。 2 防犯活動の支援に関すること。 3 治安情報の収集、分析、検討に関する こと。
-------------------	---------	--

を

」

削り、同表公室部（市長公室長）の項中

「

広報第1班 (広報課長)	広報課職員	1 災害に関する各種情報の広報に関す ること。 2 関係機関団体の活用及び連絡調整に 関すること。
広報第2班 (市民協働推進 課長)	市民協働推進課 職員	3 記録写真の作成及び保存に関する こと。 4 報道機関との連絡調整に関する こと。

を

」

「

広報班 (広報課長)	広報課職員	1 災害に関する各種情報の広報に関す ること。 2 関係機関団体の活用及び連絡調整に 関すること。 3 記録写真の作成及び保存に関する こと。 4 報道機関との連絡調整に関する こと。
広報協力班 (女性活躍推進課 長)	女性活躍推進課 職員	1 広報班への協力に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報 告に関する こと。 3 その他部長の命ずる指示事項に関する こと。
避難所第1班 (市民協働推進課 長)	市民協働推進課 職員 公民館職員	1 指定避難所の開設及び管理運営に関 すること。 2 避難者の収容に関する こと。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報

に

		告に関すること。
--	--	----------

」

改め、同表くらし文化部（くらし文化部長）の項中

「

食糧協力班 （男女共同参画課 長）	男女共同参画課 職員	1 食糧班への協力に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報 告に関すること。 3 その他部長の命ずる指示事項に関する こと。
-------------------------	---------------	---

を削り、

」

「指定避難所第1班」を「避難所第2班」に、「指定避難所第2班」を「避難所第3班」に改め、同表健康福祉部（健康福祉部長）の項中「指定避難所第3班」を「避難所第4班」に改め、同表教育部（教育委員会事務局長）の項中

「

指定避難所第4班 （学校教育課長）	学校教育課職員 幼稚園職員 小学校職員 中学校職員	1 被災学校の授業の応急措置に関すること。 2 学用品の配布に関すること。 3 教員の動員に関すること。 4 学校給食に関すること。 5 指定避難所の開設及び管理運営に関す ること。 6 避難者の収容に関すること。 7 所管施設に係る被害状況の調査及び報 告に関すること。
----------------------	--	--

を

」

「

避難所第5班 （まなび推進課 長）	まなび推進課職 員 幼稚園職員 小学校職員 中学校職員	1 被災学校の授業の応急措置に関すること。 2 学用品の配布に関すること。 3 教員の動員に関すること。 4 学校給食に関すること。 5 指定避難所の開設及び管理運営に関す ること。 6 避難者の収容に関すること。 7 関係民間団体の活用及び連絡調整に関 すること。 8 所管施設に係る被害状況の調査及び報 告に関すること。
-------------------------	---	--

に

」

改め、

「

指定避難所第5班 （生涯学習課長）	生涯学習課職員 公民館職員	1 指定避難所の開設及び管理運営に関す ること。 2 避難者の収容に関すること。 3 関係民間団体の活用及び連絡調整に関 すること。
----------------------	----------------------	--

を

		4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
--	--	-----------------------------

削る。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日 揭示済)

天理市防災会議告示第 1 号

天理市防災会議運営規程（昭和39年 1 月天理市防災会議告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月30日

天理市防災会議会長
天理市長 並 河 健

第 2 条第 1 項中「天理市防災会議」を「防災会議」に改める。

第 8 条中「総務部防災課」を「総務部防災安全課」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

公営企業

(平成30年 3 月 6 日 揭示済)

天理市上下水道局告示 3 号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、平成30年 3 月 6 日より 2 週間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

平成30年 3 月 6 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

1 供用（下水の処理）を開始する年月日

平成30年 3 月20日

2 供用（下水の処理）を開始する区域

《天 理 市》

櫛本町・南六条町・二階堂上ノ庄町・石上町・別所町・田部町・東井戸堂町・岸田町・柳本町・海知町・西長柄町・九条町・萱生町

3 供用を開始する排水施設及び公共枿の位置

分 区	管記号	起 点	終 点
櫛本北第 4 処理分区	A	櫛本町 2333 番 4	櫛本町 2333 番 4
櫛本北第10- 1 処理分区	A	南六条町180番 1	南六条町180番 1
櫛本北第 9 処理分区	A	二階堂上ノ庄町245番 2	二階堂上ノ庄町245番 2
櫛本北第 12- 1 処理分区	A	二階堂上ノ庄町115番 8	二階堂上ノ庄町115番 19
天理北第 1 処理分区	A	石上町681番 1	石上町681番 1
	A	別所町136番 1	別所町 86 番 2
	A	別所町204番 1	別所町204番 1
	A	田部町259番	田部町259番
天理北第 9 処理分区	A	東井戸堂町372番 1	東井戸堂町372番 1
大和川第 5 処理分区	A	岸田町202番	岸田町202番
	A	柳本町 2573 番 1	柳本町 2573 番 1
	A	柳本町693番 4	柳本町693番 4

大和川第 7 処理分区	A	海知町4 6 6 番 1	海知町4 6 6 番 1
	A	西長柄町2 3 3 番	西長柄町2 3 3 番
大和川第 8 処理分区	A	西長柄町1 3 4 番 2	西長柄町1 3 4 番 2
	A	九条町6 1 9 番 1	九条町6 1 9 番 3
	A	萱生町 1324 番 1	萱生町 1324 番 1

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
「分流式」
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置
「大和郡山市額田部南町地内」
- 6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称
「奈良県浄化センター」

(平成30年 3 月 6 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第 5 号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

地方自治法第2 2 4条を準用し、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3 月天理市条例第 1 号)第 7 条及び第14条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年 3 月 6 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第10処理分区	二階堂北菅田町の一部

(平成30年 3 月 26 日 掲 示 済)

天理市上下水道局告示第 6 号

天理市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定(平成13年 3 月天理市水道ガス局告示第 7 号)の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月 26 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

「

株式会社 三菱東京UFJ 銀行
(平成18年 1 月 1 日名称変更)

を

」

「

株式会社 三菱UFJ 銀行
(平成30年 4 月 1 日名称変更)

に改める。

」

(平成30年 3 月 26 日 掲 示 済)

天理市上下水道局管理規程第 2 号

天理市上下水道局事務分掌規程(平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月 26 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第 6 条施設係の項中第18号を第19号とし、第 3 号から第17号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 汚水桝の設置申請に伴う工事の設計及び監督に関すること。

平成30年 4 月

天理市公報

第 6 条事業系の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月26日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 3 号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和42年 4 月天理市水道ガス部管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月26日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

附則第 5 項を削る。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月26日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 4 号

天理市企業職員管理職手当支給規程（昭和44年 4 月天理市水道ガス部管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月26日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

附則第 2 項中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 7 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成30年 3 月30日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成30年 3 月30日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定下水道工事店

商 号 (株)ツールカンパニー

代表者 森田 享

住 所 奈良県香芝市西真美 1-4-6 IKK0ビル302号

(平成30年 3 月30日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 6 号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成30年 3 月30日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成30年 3 月30日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定下水道工事店

商 号 (株)ツールカンパニー

代表者 森田 享

住 所 奈良県香芝市西真美 1-4-6 IKK0ビル302号